

いつもいっしょに。人と、家族と、この島と。

DAY-GO!

デイゴー

Daido Always by Your Side

くるまの保険

シートベルトも
大事だけど。



くるまの保険



すまいの保険



けがの保険

3つのDAY-GO! 保険シリーズ

大同火災の「DAY-GO!」は、お客さまとご家族を取り巻く様々なリスクからしっかりお守りし、あんしん・あんぜんをご提供いたします。

自動車保険って、なぜ 必要なの？



自賠責保険では、「物の損害」や、お車を運転していた方ご自身の補償はされません。また、事故の被害者の方が亡くなったり、後遺障害などが残ってしまった場合、自賠責保険の補償限度額をはるかに超える事例も多いのが現状です。自賠責保険ではカバーしきれない自動車事故への備えとして、「自動車保険」へのご加入をおすすめします！

❖お車を運転するとき以下のような不安はありませんか？

- ☐ 子どもが突然飛び出して来て、ケガをさせてしまった。治療費をどうしよう…。
- ☐ 相手の車に追突してしまった。修理費はどうしよう…。
- ☐ 自分もケガをしてしまった。だけど相手が保険に入っていないみたい。治療費はどうなるのだろう…。
- ☐ 買ったばかりの車なのに、ガードレールにぶつけてしまい、ドアが破損してしまった。修理費はいくらかかるんだろう…。

お客さまが運転しているときに万が一事故にあったら…？

そのような「もしも」に備えて自動車保険が必要です。

Q1 自賠責保険だけじゃダメなの？



A 自賠責保険だけでは、十分とはいえません。

交通事故の備えは、制限のある自賠責保険だけでは、十分とはいえません。下記の自賠責保険と任意の自動車保険の違いをご確認ください。

◆自賠責保険と任意の自動車保険◆

自賠責保険と任意の自動車保険の補償範囲

自賠責保険の保険金額(支払い限度額)		DAY-GO! くるまの保険	
死亡	3,000万円	対人賠償責任保険 自賠責保険	人身傷害補償保険
傷害	120万円	対物賠償責任保険	車両保険
後遺障害	75～4,000万円		

※自賠責保険では、対人賠償のみの補償となります。

自動車の保険は、自賠責保険と任意の自動車保険の2種類に分けることができます。自賠責保険は、自動車を運転するときに強制保険として国から付保を義務付けられた保険です。自賠責保険は、補償の範囲とお支払いする保険金の額に制限があります。万が一事故が起こったときに自賠責保険では補償されない部分と、支払われる保険金の額を超える分について補償するために任意の自動車保険のご契約をおすすめします。弊社では、任意の自動車保険として「DAY-GO! くるまの保険」をご用意しております。

Q2 事故を起こされた場合は、相手に請求すればいいじゃない？



A 相手が保険に加入していない場合は、十分な補償を受けることが難しくなります。



お相手の方に任意保険の加入がない場合は、即座に多額の賠償金を支払うことは難しいと考えられます。結局自己負担をして、相手がお金の準備ができるまで、待たなければならないこともあります。また、ドライバーの方の中には、自分は絶対に事故は起こさないと思っている方もいると思いますが、沖縄県においても年間約3,000件の事故が起きています。その発生頻度は約177分に1件の割合となります。

沖縄県における交通事故状況(令和5年)

□交通事故発生件数

2,964件
約177分に1件

□交通事故による死傷者数

3,611人
1日あたり約10人

沖縄県警察本部交通部企画課「交通白書ダイジェスト版」令和5年版

□曜日別交通事故発生状況

水曜日が最多(456件)
日曜日が最少(354件)

□時間帯別交通事故発生状況

午後4時～6時が最多(468件)

Q3 沖縄県の自動車保険の加入率は？



A 約80.1%です。



自動車保険の加入率は、自動車共済を加えた場合、全国の加入率は約88.4%であるのに対し、沖縄県の加入率は自動車共済を加えても約80.1%となっており、全国平均を下回っている状況です。

自動車保険(対人賠償責任保険)の加入率

(損害保険料率算出機構「自動車保険の概況」令和5年度データ)

順位	都道府県	加入率
1位	大阪府	82.6%
2位	愛知県	82.1%
↓	↓	
46位	島根県	59.5%
47位	沖縄県	54.8%
全国平均	合計	75.2%

自動車共済を加えても、
約80.1%
(全国平均約88.4%)

(令和5年3月末現在)

沖縄県では、
約5台に
1台が
自動車保険
未加入です。

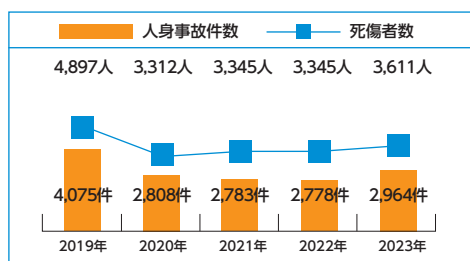


未加入

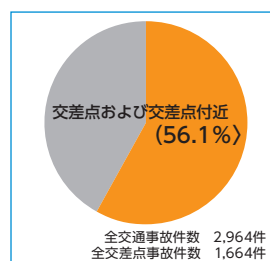
沖縄県内での事故の状況

いざというときの自動車保険ですが、
事故を未然に防ぐという意識を持つことが大切です。

●沖縄県の交通事故状況の推移



●人身事故発生地点の割合



データ出典：警察庁(2023年度版)

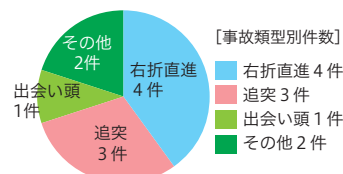
参考 交通事故多発交差点ワーストランキング(2022年度版)

データ出典：一般社団法人 日本損害保険協会(沖縄タイムス社調べ)

ワースト1 北谷交差点(北谷町北谷1丁目5-1)

POINT 交差点の特徴

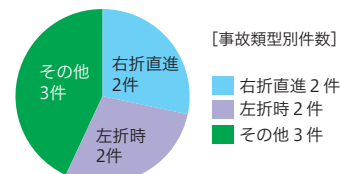
国道58号から県道130号線向けおよび県道130号線から国道58号向けには、常時左折可能な車線がある。国道58号は上下線ともに、交差点を中心として緩やかなカーブとなっている。



ワースト2 安謝交差点(那覇市宇安謝664番地5)

POINT 交差点の特徴

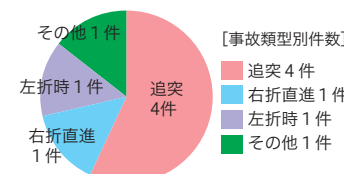
国道58号および県道82号線に常時左折可能な車線がある。交差点が高架下であり、高架の柱脚があるため見通しが悪い。



ワースト2 宇地泊交差点(宜野湾市宇地泊99番地)

POINT 交差点の特徴

国道58号から宇地泊方面および宇地泊方面から国道58号向けに常時左折可能な車線がある。南下車線に高架道路と高架下道路の分岐場所、北上車線に高架道路と高架下道路の合流場所がある。



DAY-GO!
くるまの保険の魅力

大同火災 は沖縄に密着する損保として、 魅力アップに努めています！

▶国内唯一の地元損保として、地域に密着したサービスの提供を行います。

大同火災の自動車保険は4つの魅力でお客様の万が一のときをサポートします。

魅力① 県内9か所の営業店が、お客様の身近なところから保険のサポートをします。

魅力② 県内4か所の事故対応サービス拠点があり、万が一のときに迅速・丁寧に対応します。

魅力③ 県内を中心に約1,300店の代理店を有しており、お客様をサポートします。

魅力④ お客様からお受けした声等にお応えし、より一層充実した補償内容、サービスの拡充を行いました。

2024年10月現在



ALSOK 現場急行サービス

ALSOKのガードマンが事故現場のお客様のもとに駆けつけて、お客様のサポートを行います。

●安心サポート

事故直後の不安な時に、「現場の安全確保」「救急車の手配」等お客様の安全対策をサポートします。

●事故対応サポート

事故対応に必要な「事故現場や損害物（車両等）の写真撮影」「事故関係者情報の記録、事故当事者間のヒアリング」など、一連の対応をサポートします。

●事故報告サポート

現場で収集した情報は速やかに大同火災へ連携し、事故報告をサポートします（お客様は改めて大同火災へ連絡を行う必要はありません。）。

- ※ 1 ご契約のお車を運転中に発生した相手方のいる事故で、事故現場からお電話をいただき、現場急行をご希望された事故が対象となります。
- ※ 2 沖縄本島・宮古島・石垣島が本サービスの対象地域となります。ただし、高速道路上など一部の場所は本サービスの対象外となります。
- ※ 3 原則として、ALSOKの出動拠点から事故現場まで30分程度で到着できる場所での事故が対象となります。
- ※ 4 相手方との示談交渉や金銭の立替、および病院等への付添いなどは本サービスの対象外です。

【受付時間】

平日：午後5：00～午後11：00

土日・祝日：午前8：00～午後11：00



いざというときも
あなたを
サポート



DAY-GO! なび

ドライブレコーダー&安全運転診断アプリ
あんしんあんぜんなカーライフをお届け！



診る



防ぐ



見守る



案内する



助ける



楽しむ



DAY-GO! なびをダウンロード



※どなたでも無料でご利用いただけます！／



安全運転診断 / ドライブレコーダー

急発進・急ブレーキを感知し、安全運転度合いを
採点、可視化を行うことができます。また、急ブ
レーキ等においては、ドライブ映像を自動で記録
します。（手動での録画も可能）



ドライバー 適性チェック

車の運転に必要な「認知機能チェック」や「動
体視力チェック」の結果を可視化することで、機
能低下がないか確認することができます。



かぞく見守り

高齢の親や免許取りたての子供の安全運転診断結
果やドライバー適性チェック結果をかぞくで共有
することができます。



島なび

GoogleMaps と連携することで目的地までのナビ
や、周辺の施設検索ができます。
また、周辺道路の渋滞情報の確認や、大同火災支
店検索もすぐにできて便利です。



事故・故障サポート

事故発生時の対応手順や、警察や救急車へワン
プッシュで電話ができるため安心です。
事故・故障時にはロードサービスへワンプッシュ
ダイヤルや位置情報の確認ができます。

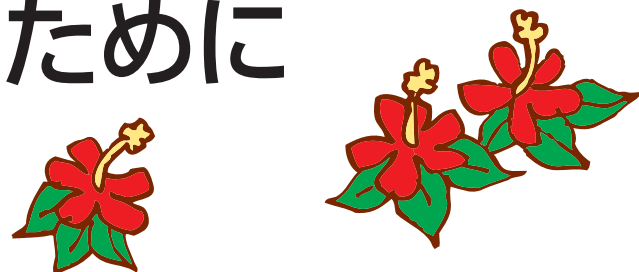


ランキング

安全運転診断で獲得できるポイントで、沖縄県全
体のランキングや登録した市町村でのランキン
グを表示します。



あなたの充実した
カーライフの
ために



たとえばこんな
“もしも”の
備えは万全ですか？



相手方への賠償 対人

もしも…

相手にケガを負わせてしまったら…



対人賠償責任保険

事故で他人を死傷させてしまった
場合で法律上の損害賠償責任を負
うときに補償します。
詳しくは、[9-10](#)ページをご覧ください。

人の損害

おケガの補償

もしも…

ケガを負ってしまったら…



人身傷害補償保険

ご自身・ご家族・あるいは同乗者
の方がご契約のお車に搭乗中に死
傷された場合に補償します。
詳しくは、[11-12](#)ページをご覧ください。

相手方への補償

相手方への賠償 対物

もしも…

相手の物を壊してしまったら…



対物賠償責任保険

事故で他人の財物を壊してしまっ
た場合で法律上の損害賠償責任を
負うときに補償します。
詳しくは、[9-10](#)ページをご覧ください。

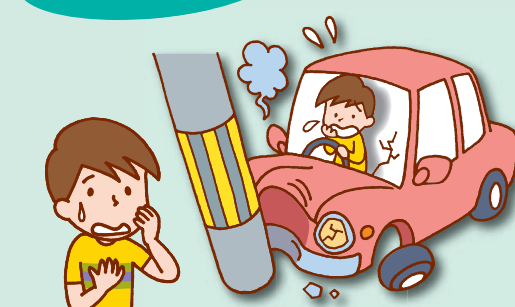
お車・物の損害

ご自身の補償

お車の補償

もしも…

愛車が壊れてしまったら…



車両保険

ご契約のお車が壊れた場合に補償
します。
詳しくは、[13-14](#)ページをご覧ください。

多くの方のニーズに応える基本となる補償・特約をセット

基本補償

相手方の賠償

P9~10

■対人賠償責任保険

相手の方を死傷させた場合に補償します。



■対物賠償責任保険

相手の方のお車や財物を壊した場合に補償します。



■対物全損時修理差額費用補償特約

対物賠償責任保険で補償されない相手の方のお車の時価額の超過分を補償します。



おケガの補償

P11~12

■人身傷害補償保険

ご自身・ご家族・ご契約のお車に搭乗中の方等が死傷した場合に補償します。



■傷害一時金保険

入院時の当座の費用を補償します。
※任意でご契約いただけます。



お車の補償

P13~14

■車両保険

ご契約のお車が壊れた場合に補償します。
※任意でご契約いただけます。

2つのタイプから選べます。



■車両保険の無過失事故の取扱いの特則

お客さまに過失がない車対車事故の際は、車両保険金をお支払いしても免責金額や更新契約(弊社の更新契約に限り)の等級等に影響がありません。



その他の補償

P15~18

■他車運転補償特約

お借りしたお車でのご事故を自身の保険契約で補償します。



■被害者救済費用等補償特約

お車の欠陥や不正アクセス等に起因した事故を補償します。



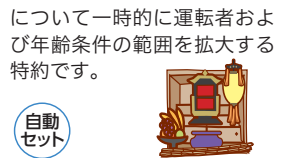
■心神喪失等による事故の被害者損害補償特約

心神喪失等による事故の被害者の損害を補償します。



■旧盆期間中の運転者範囲に関する特約

旧盆期間中(旧暦の7月13日~15日)およびその前後1日について一時的に運転者および年齢条件の範囲を拡大する特約です。



ロードサービス

P19~20

■ゆいゆいサポートDX(「事故・故障時ロードアシスト特約」+「付帯サービス」)

■事故・故障時ロードアシスト特約

事故等でお車が自力走行不能となり生じたレッカーけん引費用、応急処置費用、臨時移動費用、臨時宿泊費用を補償します。



■レッカーかけつけサポート

事故や故障、落輪等により自力走行不能となった場合に、事故・故障現場から修理工場への運搬や落輪引き上げ、修理完了後にお車を引き取るための費用をお支払いします。



■応急処置かけつけサポート

次の場合等には現場に出向き、応急処置・軽作業を提供します。



■ガス欠時ガソリンお届けサポート

外出先でガス欠になった場合、ガソリンをお届けします。



【ゆいゆいサポートDXご利用時の注意事項】事故や故障等の際に、各種サポートをご利用いただくためにはゆいゆいサポートセンターへ事前連絡をいただき、ゆいゆいサポートセンターがレッカー・修理業者などの手配をすることが条件となります。

「DAY-GO! くるまの保険」対象契約

「自家用8車種」「ノンフリート契約者(注1)」「記名被保険者(注2)が個人」「事業用以外のお車」の4つの条件すべてに該当する場合にご契約いただけます。
(注1) 所有・使用する自動車が9台以下の方をいいます。
(注2) ご契約のお車を主に使用される方をいいます。

ご契約できるお車(自家用8車種)

○自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車 ○自家用(小型・軽四輪)貨物車
○自家用普通貨物車(最大積載量0.5t以下・0.5t超2t以下)
○特種用途自動車(キャンピング車)(注)
(注) キャンピング車とは自動車検査証の車体の形状欄に「キャンピング車」と記載されているものをいいます。

「オプション」であんしんをお届けします。

一人ひとりにぴったりの特約をカスタマイズ

おすすめオプション

おケガの補償

ご自身やご家族のおケガにもしっかり備えたい

■人身傷害乗用具事故補償特約

ご契約のお車以外の乗用具に搭乗中の事故や歩行中に乗用具と接触した事故等を補償します。



■人身傷害の入院時等サポート費用補償特約

入院時に発生する「差額ベッド費用」等の治療費とは別途発生する諸費用を補償します。



■人身傷害の生活支援費用補償特約

扶養者が死亡等した場合の生活費用を補償します。

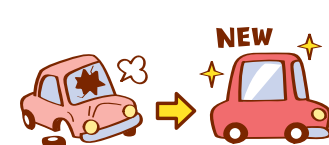


お車の補償

愛車のためにしっかり備えたい

■車両新価保険特約

事故で新車のお車に大きな損害を被った場合、お車の買い替え費用等を補償します。



■車両全損時復旧費用補償特約

ご契約のお車が大きな損害を被り、修理できない場合または修理費が車両保険金額以上となる場合、お車の買い替え費用等を補償します。



■修理支払限度額設定特約

ご契約のお車の修理費が時価額を超える場合に補償します。



■リサイクル部品使用特約

車両事故時にリサイクル部品を使用することをご契約時に決めていただくことで車両保険料を割引きます。



■地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

地震・噴火・津波によりご契約のお車が全損となった場合に限度額を上限に一時金をお支払いします。



■身の回り品補償特約

お車に収容された生活用動産等の損害を補償します。



その他の補償

上記以外にも様々な補償をご用意しています。

■事故・故障時代車費用補償特約

事故等で代車が必要となった場合にレンタカー手配とその費用を補償します。



■弁護士費用等補償特約(日常生活・自動車事故型)・弁護士費用等補償特約(自動車事故型)

日常生活や自動車の被害事故により、相手方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用等を補償します。



■原動機付自転車に関する特約

原動機付自転車の事故を補償します。



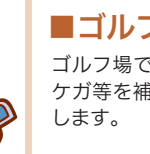
■日常生活賠償責任特約

日常生活の損害賠償事故を補償します。



■携行品損害特約

一時的に持ち出された身の回り品の損害を補償します。



■ゴルファー特約

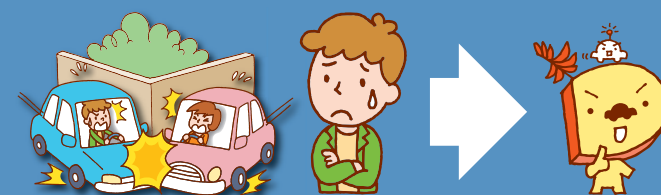
ゴルフ場でのケガ等を補償します。



各特約等のセットでできるご契約条件につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。

相手方への賠償(対人・対物)

もしも、
事故を起こしてしまったら…



DAY-GO! くるまの保険は、
万が一の対人・対物事故にしっかり備えられます。

事故で他人を死傷させてしまった場合や、他人の財物を壊してしまった場合で、法律上の損害賠償責任を負うときに補償します。



以下の順で
説明します

STEP1

補償内容の概要
(対人・対物)

基本補償 対人賠償責任保険

事故により相手の方を死傷させてしまった
場合の損害賠償責任を補償します。

ご契約のお車の事故により、歩行者など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、被害者1名ごとに保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。

相手の方へのお見舞金もお支払いします。

お客さまが必要とする葬儀参列やお見舞い金等の臨時費用の支出に備えて、被害者が死亡された場合、被害者1名につき10万円をお支払いします。(対人臨時費用保険金)

対人臨時費用保険金	
死亡された場合	被害者1名につき 10万円



対人賠償責任事故の高額賠償例(全国)

認定総損害額 5億2,853万円
国道を酩酊して横断し、立ち止まっていた被害者に走行中のタクシーが衝突し、死亡させた。
事故日/平成21年12月27日 裁判所/横浜地裁(平成23年11月1日判決)

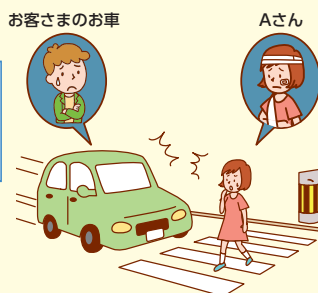
沖縄県においても、過去に2億円以上の対人賠償責任事故の高額賠償例が発生しています。

このような場合等に保険金をお支払いします

お客さまが交差点を右折した際に横断歩道を歩行中のAさんと衝突し、入院6か月のケガを負わせてしまった場合

法律上の損害賠償責任 Aさんの損害額 600万円 × お客さまの責任割合(注) 80% = 480万円
【治療費・休業損害・慰謝料等】

お客さまのご負担する額 法律上の損害賠償責任の額 480万円 - 自賠責保険等から支払われる金額 120万円 = 対人賠償責任保険から 360万円をお支払いします。



基本補償 対物賠償責任保険

事故により相手の方のものを壊してしまった
場合の損害賠償責任を補償します。

ご契約のお車の事故により、相手の方のお車や財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故あたりの保険金額を限度に保険金をお支払いします。なお、免責金額(自己負担額)が設定されている場合は、その額を差し引いてお支払いします。

対物賠償責任事故の高額賠償例(全国)

認定総損害額 2億6,135万円
大型トラックに追突し、トラックに積載されていた荷物が損傷した。
事故日/昭和60年5月29日 裁判所/神戸地裁(平成6年7月19日判決)



このような場合等に保険金をお支払いします

お客さまが一時停止の標識に気づかず交差点を直進してしまい、Bさんのお車と衝突してしまった場合

Bさんの損害額 200万円 × お客さまの責任割合(注1) 80% = 法律上の賠償責任額 160万円
対物賠償責任保険から 160万円(注2)をお支払いします。

(注1) 責任割合は一例です。(注2) 免責金額が設定されていない場合となります。



自動セット 対物全損時修理差額費用補償特約

対物賠償責任保険で補償されない「時価額を超えた分」も補償します。

対物事故で相手の方のお車の修理費が時価額を超え、お客さまがその差額を負担した場合、差額部分にお客さまの過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします(50万円限度)。

ご注意
被害に遭ったお車の損害が生じた日の翌日から起算して、6か月以内に被害に遭ったお車の修理が実際に行われた場合に発生する費用に限ります。



このような場合等に保険金をお支払いします

お客さまが起こした追突事故で、お客さまの過失が100%の場合

相手の方のお車の時価額が30万円、修理費が50万円の場合…対物全損時修理差額費用補償特約より修理費と時価額との差額20万円が支払われます。

対物事故による相手の方のお車の実際の修理費が時価額を超過した場合は、その超過分について、お客さまの過失割合に応じて保険金が支払われます。
※過失割合によっては、相手の方にも修理費の一部負担が生じます。



示談交渉サービス

相手の方への示談交渉は弊社が代行しますので、お任せください。

対人・対物事故によりお客さまに法律上の損害賠償責任が発生した場合は、お客さまのお申し出により、弊社はお客さまに代わって示談交渉をお引き受けします。



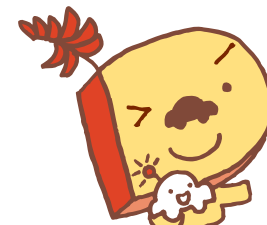
ご注意ください

次の場合には、弊社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 対人事故において、お客さまが負担する損害賠償責任の額が対人賠償責任保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合、またはご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- 対物事故において、お客さまが負担する損害賠償責任の額が対物賠償責任保険金額を明らかに超える場合、または免責金額(自己負担額)を明らかに下回る場合
- 相手の方が弊社との交渉に同意しない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由がなくお客さまが弊社への協力を拒んだ場合
- 相手の方からの賠償金の受取りに関する示談交渉
- お客さまに法律上の損害賠償責任が発生しない場合

【お客さまへのお願い】

- 事故現場での示談は後でトラブルにつながる可能性があるため、絶対にしないでください。
- また、示談交渉を円満に進めるために、お客さまに相手の方との交渉の現場にご同行いただく等ご協力をお願いすることがあります。



万が一のとき、十分な損害賠償ができるよう、
対人・対物賠償責任保険の保険金額は、
無制限をおすすめします。

STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

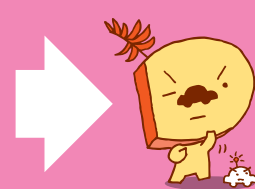
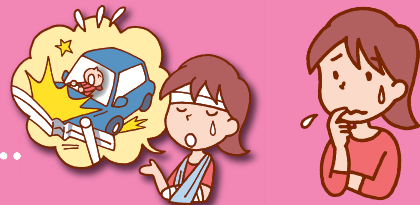
もし事故が起きたら

STEP5

ご注意いただきたいこと

おケガの補償

もしも、
ケガを負ってしまったら…



DAY-GO!くるまの保険は、
お客さまと大切なご家族をお守りします。

ご自身、ご家族、あるいは同乗者の方がご契約のお車に搭乗中に
死傷された場合に補償します。

基本補償 人身傷害補償保険

自動車事故によりご自身、ご家族、同乗者の方等が死傷した場合の補償です。

お車の運行に起因する事故等で、ご契約のお車に搭乗中の方が、死傷した場合に生じる治療費、休業損害や逸失利益等について、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

ご注意

●保険金額が「無制限」以外の場合でも、無保険車との事故に該当するときは「無制限」として補償します。

お客さまの過失にかかわらず、保険金額の範囲内で損害額をまとめて補償します。

＜保険金お支払い例＞

【例】総損害額8,000万円の事故が発生した場合

人身傷害補償保険あり

8,000万円を補償

(保険金額が8,000万円以上の場合)

ご注意

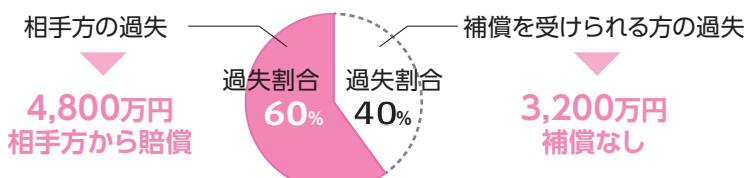
●損害額の認定は、普通保険約款に基づき弊社が行います。

●労働者災害補償制度によってすでに給付が決定または支払われた場合や、相手からの賠償金が支払われた場合等は、その額を差し引いてお支払いします。

●おケガ等により治療される場合には、健康保険等、給付を受けられる公的制度をご利用ください。

人身傷害補償保険なし

(相手方が認定する損害額が8,000万円の場合)



相手との示談交渉を待たずに保険金をお支払いします。

人身傷害補償保険では
示談交渉を待たずに保険金をお支払いします。

人身傷害補償保険がないと

相手の方との交渉が進まず、相手の方から賠償金が支払われるまで時間がかかる場合があります。また、相手の方が無保険の場合は、賠償金の支払いが受けられない場合があります。



オプション 人身傷害乗用具事故補償特約

人身傷害補償保険の補償範囲を拡大し、「ご契約のお車に搭乗中の事故」だけでなく「ご契約のお車以外の乗用具に搭乗中の事故」や「歩行中に乗用具と接触した事故」等も補償します。

※「乗用具」とは、自動車、原動機付自転車、自転車、身体障害者用の車、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるもの)に限ります。)、搭乗型移動支援ロボット等の軌道を有しない陸上の乗用具をいいます。なお、キックボード(原動機を用いるものを除きます。)、スケートボード、三輪以上の幼児用車両、ペダルのない二輪遊具、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等は含みません。

●補償範囲

●…補償対象になります。×…補償対象になりません。

ケガ・死亡された方	ご契約のお車に搭乗中の方	お客さまご自身およびご家族の方	
発生した事故		ご契約のお車以外のお車に搭乗中の事故 ^(注1)	お車以外の乗用具に搭乗中の事故・歩行中や自転車運転中の乗用具との接触等による事故
人身傷害補償保険	●	× ^(注2)	×
人身傷害乗用具事故補償特約をセット	●	●	● ^(注3)

(注1) 記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用するお車等は対象外です。

(注2) 「他車運転補償特約」により補償対象となる場合があります。

(注3) 自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故または運行中の事故のいずれにも該当しない事故の場合、ケガによる休業損害および精神的損害は補償の対象外です。

！ お客さまご自身およびご家族のいずれかの方が、人身傷害乗用具事故補償特約をセットした自動車保険を既にご契約の場合は、車外での自動車事故に対する補償が重複することがありますので、他のご契約の補償内容を十分にご確認ください。
※記名被保険者によってご家族の範囲が異なる場合がありますので、既にご契約の自動車保険と記名被保険者が異なる場合は、ご家族の範囲にご注意ください。

基本補償 傷害一時金保険

任意でご契約いただけます。

入院時の当座の費用を補償します。

人身傷害補償保険により補償の対象となる事故で被保険者の方の治療日数が5日以上となった場合^(注)に、被保険者1名についてご契約時にお選びいただいた保険金額(10万円または20万円のいずれか定額)をお支払いします。

(注) 5日目の入院または通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限りです。

ご注意

●人身傷害乗用具事故補償特約がセットされていない場合は、ご契約のお車に搭乗中の事故に限ります。

●人身傷害乗用具事故補償特約がセットされている場合、自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故または運行中の事故のいずれにも該当しない事故については、補償の対象外です。



保険金額の目安

人身傷害補償保険は、補償を受けられる方の年齢、収入、ご家族の構成等をお考えのうえ、下表をご参考に、適正な保険金額を設定ください。

●年齢別の損害額の目安

※有職者(75歳以上を除きます。)の平均的な損害額(法定利率が3%の場合)です。

年 齢	扶養家族の有無	死亡された場合	年 齢	扶養家族の有無	死亡された場合
25歳	あり	1億円	55歳	あり	7,000万円
	なし	8,000万円		なし	5,000万円
35歳	あり	9,000万円	65歳	あり	5,000万円
	なし	7,000万円		なし	4,000万円
45歳	あり	9,000万円	75歳～	あり	4,000万円
	なし	7,000万円		なし	3,000万円

※後遺障害第1級・第2級等の重度後遺障害の場合は、保険金額の2倍を限度に補償されます。

オプション 人身傷害の入院時等サポート費用補償特約

入院時に発生する「差額ベッド費用」「ホームヘルパー雇入費用」「ベビーシッター雇入費用」「ペットシッター雇入費用」等、人身傷害保険でお支払い対象とならない、治療費とは別で発生する諸費用を補償します。

※合計で200万円を限度とします。



差額ベッド費用



ホームヘルパー雇入費用



ベビーシッター雇入費用



ペットシッター雇入費用

オプション 人身傷害の生活支援費用補償特約

扶養者が死亡した場合等の生活費用を補償します。

一家の大黒柱(扶養者)が、人身傷害補償保険でお支払いの対象となる人身傷害事故で死亡または重度後遺障害を負った際に、その家族が生計を立て直す上での当座の費用として、被保険者1名につき300万円(生活支援費用保険金)をお支払いします。

※被保険者は、扶養者に扶養されている扶養者の同居の親族または別居の未婚の子で、かつ、次のいずれかに該当するものをいいます。

①扶養者の配偶者

②扶養者の満22歳以下の未婚の子

③上記①および②のほか、身体または精神に障害がある者



配偶者
300万円



子
300万円



子
300万円



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要
(人身傷害)

STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

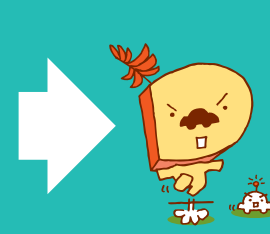
もし事故が起これば

STEP5

ご注意ください

お車の補償

もしも、
愛車が壊れてしまったら…



DAY-GO!くるまの保険は、
愛車が壊れた場合の損害をしっかりカバーします。
事故によりご契約のお車が壊れた場合等に補償します。

基本補償

車両保険 任意でご契約いただけます。

事故等によりご契約のお車が損害を受けた場合に補償します。

ご契約のお車が衝突、接触等の事故によって損害を被った場合に、車両保険金額を限度に保険金をお支払いします。

●補償範囲

補償の対象	自動車同士の衝突・接触	盗難(注1)	火災・爆発	台風・竜巻・洪水・高潮	いたずら・物の飛来・落下など	自動車による当て逃げ	人・動物との衝突・接触	自転車等との衝突・接触(注2)	ガードレール・電柱に衝突	車庫入れに失敗	墜落・転覆	地震・噴火・津波
ご契約タイプ												
一般車両	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×
自動車・乗用具等+A(注3)	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×

(注1) ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難事故は対象となりません。

(注2) 電車やキックボード等との衝突・接触も含まれます。

(注3) 自動車・乗用具等+Aは「車両危険限定補償特約(自動車・その他乗用具等)」と「車両危険限定補償特約(A)」がセットされます。

(注4) 「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」をセットすることで、補償の対象とすることができます。

●…補償対象になります。
×…補償対象になりません。

●お支払いする保険金

お車の状態	お支払いする保険金
全損の場合(修理することができない場合または、修理費が協定保険価額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた協定保険価額(お車の時価額)をお支払いします。また臨時費用保険金として、協定保険価額の10%(20万円限度)をお支払いします。
分損の場合(全損以外の場合)	損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額をお支払いします。

ご契約にあたっては、ご契約の自動車の協定保険価額および免責金額(自己負担額)をお決めいただけます。

① 協定保険価額 ② 協定保険価額 ③ 協定保険価額 ④ 協定保険価額 ⑤ 協定保険価額 ⑥ 協定保険価額 ⑦ 協定保険価額 ⑧ 協定保険価額 ⑨ 協定保険価額 ⑩ 協定保険価額 ⑪ 協定保険価額 ⑫ 協定保険価額 ⑬ 協定保険価額 ⑭ 協定保険価額 ⑮ 協定保険価額 ⑯ 協定保険価額 ⑰ 協定保険価額 ⑱ 協定保険価額 ⑲ 協定保険価額 ⑳ 協定保険価額 ㉑ 協定保険価額 ㉒ 協定保険価額 ㉓ 協定保険価額 ㉔ 協定保険価額 ㉕ 協定保険価額 ㉖ 協定保険価額 ㉗ 協定保険価額 ㉘ 協定保険価額 ㉙ 協定保険価額 ㉚ 協定保険価額 ㉛ 協定保険価額 ㉜ 協定保険価額 ㉝ 協定保険価額 ㉞ 協定保険価額 ㉟ 協定保険価額 ㊱ 協定保険価額 ㊲ 協定保険価額 ㊳ 協定保険価額 ㊴ 協定保険価額 ㊵ 協定保険価額 ㊶ 協定保険価額 ㊷ 協定保険価額 ㊸ 協定保険価額 ㊹ 協定保険価額 ㊺ 協定保険価額 ㊻ 協定保険価額 ㊼ 協定保険価額 ㊽ 協定保険価額 ㊾ 協定保険価額 ㊿ 協定保険価額

② 免責金額(自己負担額) ③ 免責金額(自己負担額) ④ 免責金額(自己負担額) ⑤ 免責金額(自己負担額) ⑥ 免責金額(自己負担額) ⑦ 免責金額(自己負担額) ⑧ 免責金額(自己負担額) ⑨ 免責金額(自己負担額) ⑩ 免責金額(自己負担額) ⑪ 免責金額(自己負担額) ⑫ 免責金額(自己負担額) ⑬ 免責金額(自己負担額) ⑭ 免責金額(自己負担額) ⑮ 免責金額(自己負担額) ⑯ 免責金額(自己負担額) ⑰ 免責金額(自己負担額) ⑱ 免責金額(自己負担額) ⑲ 免責金額(自己負担額) ⑳ 免責金額(自己負担額) ㉑ 免責金額(自己負担額) ㉒ 免責金額(自己負担額) ㉓ 免責金額(自己負担額) ㉔ 免責金額(自己負担額) ㉕ 免責金額(自己負担額) ㉖ 免責金額(自己負担額) ㉗ 免責金額(自己負担額) ㉘ 免責金額(自己負担額) ㉙ 免責金額(自己負担額) ㉚ 免責金額(自己負担額) ㉛ 免責金額(自己負担額) ㉜ 免責金額(自己負担額) ㉝ 免責金額(自己負担額) ㉞ 免責金額(自己負担額) ㉟ 免責金額(自己負担額) ㊱ 免責金額(自己負担額) ㊲ 免責金額(自己負担額) ㊳ 免責金額(自己負担額) ㊴ 免責金額(自己負担額) ㊵ 免責金額(自己負担額) ㊶ 免責金額(自己負担額) ㊷ 免責金額(自己負担額) ㊸ 免責金額(自己負担額) ㊹ 免責金額(自己負担額) ㊺ 免責金額(自己負担額) ㊻ 免責金額(自己負担額) ㊼ 免責金額(自己負担額) ㊽ 免責金額(自己負担額) ㊾ 免責金額(自己負担額) ㊿ 免責金額(自己負担額)

増額方式	定額方式
事故1回目 0万円 - 10万円 事故2回目以降 5万円 - 10万円(注2)	事故回数にかかわらず 0万円(注1) 5万円(注2)

(注1) 1〜5等級契約に適用することはできません。

(注2) 「車対車事故免責金額ゼロ特約」を付帯することができます。

「車対車事故免責金額ゼロ特約」とは、車両保険に「免責金額(自己負担額)」が設定されている場合でも、相手自動車との衝突・接触事故に限り、「免責金額(自己負担額)」をなしとする特約です。ただし、「相手自動車」および「その運転者または所有者」等が確認できる場合に限りです。

基本補償

車両保険の無過失事故の取扱いの特則 車両保険に自動セットされます。

もらい事故等により保険金をお支払する場合でも、一定の条件を満たす場合に限り、更新の等級等を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。

「もらい事故」等のお客さまに過失がない車対車事故の際は、車両保険金をお支払いしても免責金額(自己負担額)や更新契約(弊社の更新契約に限りです。)の等級や事故有係数適用期間に影響がありません。

※相手自動車およびその運転者または所有者等が確認できた場合の事故に限りです。

オプション

車両新価保険特約

新車のお車を購入した方におすすめです。

新車で購入したお車が事故(盗難を除きます。)により、新車価額の50%以上の損傷を被った場合等で、お車の買い替え^(※)または修理をする場合、協定新価保険金額を限度に保険金をお支払いします(新価払)。

(注) お車を買替える場合には、実際にかかる新車等の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)について、保険金をお支払いします。また、所定の要件を満たす場合には、再取得時諸費用保険金をお支払いします。

〔特約をセットする条件〕

- ・車両保険をご契約していること。
- ・保険期間の末日時点で初度登録(初度検査)年月から61か月を超える場合、始期日時点(長期契約の場合は最終保険年度)の車両保険金額が協定新価保険価額の50%以上となること。

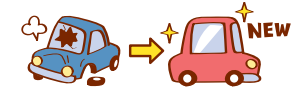
※再取得時諸費用保険金は協定新価保険金額の10%となります(20万円限度)。



オプション

車両全損時復旧費用補償特約

車両新価保険特約を付帯できなくなった後も充実した補償を提供します。



〔特約をセットする条件〕

- ・車両保険をご契約していること。
- ・保険期間の末日時点で初度登録(初度検査)年月から61か月超であること。
- ・始期日時点で(長期契約の場合も同様に始期日時点)の車両保険金額が新車保険価額の50%未満であること。
- ・始期日時点(長期契約の場合は最終保険年度)の車両保険金額が25万円以上であること。

オプション

修理支払限度額設定特約

愛用のお車を長い間乗り続けている方におすすめです。

お車の修理費が協定保険価額を上回った場合でも、あらかじめ設定いただいた修理支払限度額までお支払いします。

〔特約をセットする条件〕

- ・車両保険をご契約していること。
- ・ご契約のお車が初度登録(初度検査)年月から保険始期年月(保険期間の初日が属する年月)までの経過年数が3年を超えていること。

オプション

リサイクル部品使用特約

ご契約のお車の車両事故時に、リサイクル部品を使用して修理することをご契約時にお決めいただくことで車両保険料を5%割引します。

〔特約をセットする条件〕

- ・車両保険をご契約していること。
- ・自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車であること(外国製自動車および特種用途車種を除きます。)
- ・ご契約のお車の保険始期年月が初度登録・検査年月の翌月から起算して60か月目以降であること。



オプション

地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

地震・噴火・津波によってご契約のお車が全損となった場合に、記名被保険者が臨時に必要な費用に対して、一時金(50万円限度)をお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を限度とします。

〔特約をセットする条件〕

- ・車両保険の一般車両タイプをご契約していること。



オプション

身の回り品補償特約

ご契約のお車の車内もしくはトランク内に収容された個人所有の生活用動産等に生じた損害について保険金額(20万円)を限度にお支払いします。

※免責金額(自己負担額)は5千円となります。

〔特約をセットする条件〕

- ・車両保険をご契約していること。



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要
(車両)

STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

もし事故が起これば

STEP5

ご注意いただきたいこと

その他の補償

基本補償をさらに充実させる特約等で、
大きな安心をご提供します。

自動セット 事故・故障時ロードアシスト特約

お車が事故・故障等により自力走行不能となった場合にレッカーけん引費用等を補償します。

ご契約のお車が事故・故障またはトラブルにより自力走行不能となり、生じたレッカーけん引費用、応急処置費用、臨時帰宅・移動費用、臨時宿泊費用を補償します。

【ロードサービスのご利用について】

本特約を付帯することにより、ロードサービス（詳細はP19）がご利用可能となります。

ご注意

- 各費用の補償またはロードサービスのご利用については、弊社への事前連絡が条件となります。
- 各費用の補償については、弊社や弊社の提携業者等が必要かつ妥当と認める費用に限ります。

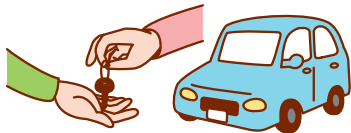
自動セット 他車運転補償特約

臨時にお借りしたお車の事故も補償します。

記名被保険者やそのご家族が臨時にお借りしたお車を運転中、または記名被保険者の業務に従事中の使用人が臨時代替自動車（自家用8車種に限ります。）を運転中（駐車中・停車中を除きます。）の対人・対物事故、または人身傷害事故や車両損害について、借用中のお車をご契約のお車とみなして、ご契約の契約内容に従い保険金をお支払いします。

ご注意

- 「借用中のお車」には、次のお車は含みません。
 - ・記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車
 - ・別居の未婚の子が運転者である場合、その本人が所有または主に使用するお車
 - ・自家用8車種以外のお車
- 車両事故が補償の対象となる場合は、借用中のお車の時価額を限度に保険金をお支払いします。
- 本特約により保険金をお支払いした場合、更新契約の等級決定方法における事故件数カウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様です。
- ご契約のお車の契約条件に「運転者限定特約」や「家族運転者等年齢条件特約」がセットされている場合は、その契約条件に従い保険金をお支払いします。



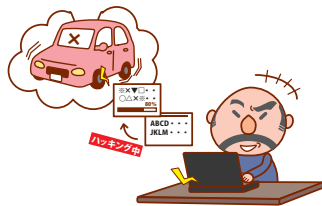
自動セット 被害者救済費用等補償特約

お車の欠陥や不正アクセス等に起因した事故を補償します。

自動車の欠陥やハッキング等を原因とする事故で被保険者に法律上の損害賠償責任がないときに、被害者を救済するための費用を補償します。

ご注意

被保険者が被害者に生じた損害を補償するために負担する費用に対して、保険金をお支払いします。ただし、被害者に生じた損害額から、被害者自身の過失により生じた損害の額や被害者自身の保険で補償された額等を控除した額を限度とします。



自動セット 心神喪失等による事故の被害者損害補償特約

心神喪失等による事故の被害者の損害を補償します。

ご契約のお車の運転者等が心神喪失等により法律上の損害賠償責任を負わないと弊社が認める場合に、法律上の損害賠償額相当の範囲内で被害者の損害を補償します。

自動セット 旧盆期間中の運転者範囲に関する特約

旧盆期間中のみ運転者の範囲を拡大する特約です。

旧盆期間中において、運転者の範囲および年齢条件にも合致しない親族等がお車を使用できるよう、旧盆期間中（旧暦7月13日～15日の3日間）およびその前後1日の計5日間は、運転者限定特約および家族運転者等年齢条件特約を適用しない特約です。

〔特約をセットする条件〕

- ・運転者限定特約または家族運転者等年齢条件特約もしくはその両方がセットされていること。

ご注意

事故の事実および発生日を特定できる交通事故証明書等の客観的資料の提出があり、弊社がこれを確認できる場合に限り、保険金をお支払いします。

運転者限定特約

旧盆期間中の運転者の範囲は、次のとおりとなります。
（通常は補償対象外の区分（×）が、旧盆期間中は（○）となります。）

運転者の範囲 限定範囲	① 記名 被保険者	② ①の 配偶者	③ ①または②の 同居の親族	④ ①または②の 別居の未婚の子	⑤ ①～④ 以外の方
本人・配偶者限定	○	○	×→○	×→○	×→○
本人限定	○	×→○	×→○	×→○	×→○

家族運転者等年齢条件特約

年齢条件	運転者の年齢			
	20歳以下	21歳～25歳	26歳～34歳	35歳以上
年齢条件なし	○	○	○	○
21歳以上補償	×→○	○	○	○
26歳以上補償	×→○	×→○	○	○
35歳以上補償	×→○	×→○	×→○	○

このような場合等に保険金をお支払いします

ケース：息子が本土へ進学したため、運転者の範囲を本人・配偶者限定に変更していた。

旧盆期間中に息子が帰省した際、運転者限定特約が適用されていると知らずに親の自動車を運転して、事故を起こしてしまいました。

→旧盆期間中は、契約内容を変更することなく補償することができます。

親の車を運転して事故を起こしてしまった場合

オプション 原動機付自転車に関する特約

原動機付自転車の事故を補償します。

記名被保険者やそのご家族が原動機付自転車^(注)（借用したものを含みます。）を所有・使用・管理中に生じた対人・対物事故、または人身傷害事故等について、ご契約の条件に従い保険金をお支払いします。

ご注意

- 車両保険をご契約の場合でも、原動機付自転車に生じた車両損害については、保険金をお支払いしません。
- 下記の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。

（注）総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下の二輪自動車（側車付のものを除きます。）および総排気量が50cc以下または定格出力0.6キロワット以下の二輪以上の自動車（側車付のものを含みます。）をいいます。



複数のご契約があるお客さまへ

以下の特約をご契約される場合で、記名被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^(注1)を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、保険・特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、お支払いする保険金は1契約に保険・特約をセットした場合と同じです。補償内容の差異や保険金額、保険・特約の要否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。^(注2)

- 原動機付自転車に関する特約
- くるマルチぱらす（日常生活賠償責任特約、携行品損害特約、ゴルフアワー特約）
- 弁護士費用等補償特約（日常生活・自動車事故型）^(注3)
- 弁護士費用等補償特約（自動車事故型）^(注3)

（注1）自動車保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。

（注2）1契約のみに保険・特約をセットした場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

（注3）ご家族で複数のご契約にセットいただく場合、保険金額は合算されますが、損害額を超えて保険金はお支払いできません。



以下の順で
説明します

STEP1

補償内容の概要
(その他)

STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

もし
事故が
起こった
ら

STEP5

ご注意
いただきたい
こと

その他の補償(続き)

オプション 事故・故障時代車費用補償特約

事故・故障等によりレッカーけん引等された場合に代車としてレンタカー^{(注1)(注2)}をご提供します(レンタカーの手配を含みます。)

ご契約のお車が事故・故障時ロードアシスト特約のお支払いの対象となる事故・故障またはトラブルにより自力走行不能となり、かつレッカーけん引された場合^(注3)、または事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、修理等でご契約のお車が使用できない期間等所定の支払対象期間のレンタカー費用を補償します。

(注1) 弊社が指定したレンタカー会社(お客さまが指定し、弊社があらかじめ承認するレンタカー会社を含みます。)から手配した代車に限りです。

(注2) 代車はご契約のお車の代替交通手段として使用するご契約のお車と同等クラスのレンタカー等をいいます(上限日額を限度に補償します。)

(注3) 法令上の自力走行不能時にやむを得ない事情により、自力でご契約のお車を修理工場等に入庫し、弊社がこれを承認した場合を含みます。



使用不能となったお車



レンタカー等(代車)費用を補償します

【特約をセットする条件】

・事故・故障時ロードアシスト特約がセットされていること。

●…補償対象になります。 ×…補償対象になりません。

	事故		故障		補償日額(上限)	補償日数(上限)
事故／故障の例						
走行不能によるレッカー搬送	あり	なし	あり	なし	15,000円、10,000円 7,000円、5,000円	事故：30日 故障：30日
レンタカー費用の補償	●	●	●	×	※補償日額は上記の中から選択	

オプション 弁護士費用等補償特約(日常生活・自動車事故型) 弁護士費用等補償特約(自動車事故型)

日常生活またはお車の事故で被保険者が被害を被った場合等に弁護士費用等を補償します。

弁護士費用等補償特約(日常生活・自動車事故型)は日常生活または自動車事故における被害事故で、弁護士費用等補償特約(自動車事故型)は自動車事故における被害事故に限定して、相手方への損害賠償請求に際して必要となる弁護士費用等について保険金をお支払いします。

※弁護士などへの委任や法律相談および弁護士などへの費用のお支払いに際して、事前に弊社の承認を得ることが必要となります。

※P16の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。

特約名	補償される事故	
	日常生活での事故	ご契約のお車の事故
弁護士費用等補償特約(日常生活・自動車事故型)	●	● ^(注)
弁護士費用等補償特約(自動車事故型)	×	● ^(注)

●…補償対象になります。 ×…補償対象になりません。

(注) 記名被保険者およびそのご家族(これらの方が運転中の場合は同乗者やお車の所有者を含みます。)は、ご契約のお車以外のお車に乗車中の事故や車外での自動車事故も補償の対象です。

「もらい事故」って例えばどんな事故？

	自動車事故			日常生活における急激かつ偶然な外来の事故		
事故例	信号待ちの際に後続車両に追突された	他人の車に自宅の塀等の「所有物」を壊された	信号無視で走ってきた車にぶつられた	歩行中に自転車にぶつけられケガをした	バッグを盗難された(加害者が判明しているケース)	マンションの上の階で水漏れが発生し、洋服が汚損した
特約の補償範囲	弁護士費用等補償特約(日常生活・自動車事故型)			弁護士費用等補償特約(自動車事故型)		



くるマルチぶらす

日常生活の「もしも」にも
しっかり備えるオプションです。



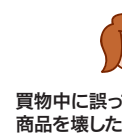
オプション

日常生活賠償責任特約

日常生活における賠償リスクを包括的に補償します。

国内での日常生活に起因する偶然な事故で、記名被保険者やそのご家族(配偶者・同居の親族・別居の未婚の子)が、他人にケガをさせてしまったこと、他人のモノを壊してしまったこと、または電車等を運行不能にさせてしまったこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

- 自動車事故による損害賠償責任については、対人・対物賠償責任保険で補償し、本特約では補償しません。
- 保険金額は5億円となります。
- お客さまに法律上の損害賠償責任が発生した場合は、お客さまのお申し出により、弊社はお客さまに代わって示談交渉をお引き受けします。
- P16の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。



買物中に誤って商品を壊した



子供が他人の物を壊した



自転車で行き交す人にケガを負わせた

オプション

携行品損害特約

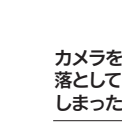
一時的に持ち出された身の回り品に損害が生じた場合に補償します。

記名被保険者やそのご家族(配偶者・同居の親族・別居の未婚の子)の住宅から一時的に持ち出された身の回り品に、偶然な事故による損害が生じた場合に補償します。

被保険者は次の3パターンから設定することができます。

①本人型	記名被保険者
②夫婦型	記名被保険者およびその配偶者
③家族型	記名被保険者およびそのご家族

- 自動車、原動機付自転車、自転車、携帯電話、ノート型/パソコン等の携帯式電子機器、コンタクトレンズ、眼鏡、有価証券(小切手は除く)等は保険の対象とはなりません。
- 1個、1組または1対のものについては10万円を限度とし、現金・小切手・乗車船券等については5万円がお支払いの限度額となります。
- 免責金額(自己負担額)は3千円となります。
- 本特約は単独でセットすることはできません。セットする場合は、必ず他のくるマルチぶらすの特約とセットでご契約ください。
- P16の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。



カメラを落としてしまった



ハンドバッグを盗まれた

オプション

ゴルファー特約

ゴルフプレー中のおケガ等を補償します。

国内・国外において、ゴルフ場・練習場でのプレーや練習中にケガをされた場合に補償します。ホールインワンまたはアルバトロス^(注)については、お祝いの費用を保険金額を限度にお支払いします。

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、支払保険金は単純に合算されず、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となりますのでご注意ください。

- 本特約の被保険者は任意で設定することができます。
- P16の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。

(注) 対象となるホールインワンまたはアルバトロスはアマチュアゴルファーが、日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場でパー35以上の9ホールを正式にラウンドし、他の競技者1名以上と同伴し、かつ、以下のいずれかの要件が必要となります。

- ①次に掲げる者の両方(公式競技においてはいずれか一方)が目撃していること
ア.同伴競技者
イ.同伴競技者以外の第三者
- ②記録媒体に記録された映像等の証明資料により、ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できること



くるマルチぶらすは補償内容を以下のバック、フリープランから選択できます。お客さまのご希望に合ったタイプをお選びください。

生活安心パック(日常生活賠償責任特約+携行品損害特約)				
タイプ名	日常生活賠償責任特約(免責金額：なし)	携行品損害特約(免責金額：3千円)		
		本人型	夫婦型	家族型
M01	5億円	—	—	—
M02		10万円	—	—
M03		30万円	—	—
M04		50万円	—	—
M05		—	10万円	—
M06		—	30万円	—
M07		—	50万円	—
M08		—	—	10万円
M09		—	—	30万円
M10		—	—	50万円

—：選択できません。

ゴルファー特約 ^(注1)		
タイプ名	身体傷害	ホールインワン アルバトロス
G11	600万円	20万円
G12	700万円	
G13	960万円	
G14	1,060万円	30万円
G15	1,245万円	
G16	2,250万円	50万円
G17	—	
G18	—	

—：補償されません。

ゴルファーマルチバック ^(注2) (日常生活賠償責任特約+携行品損害特約+ゴルフ特約)				
タイプ名	日常生活賠償責任特約(免責金額：なし)	携行品損害特約(免責金額：3千円)	ゴルフ特約	
		本人型	身体傷害	ホールインワン アルバトロス
Z11	5億円	10万円	600万円	20万円
Z12		10万円	960万円	30万円
Z13		10万円	1,245万円	50万円
Z14		30万円	700万円	20万円
Z15		30万円	1,060万円	30万円
Z16		30万円	2,250万円	50万円
Z17		30万円	—	20万円
Z18		30万円	—	30万円

—：補償されません。

くるマルチフリープラン 生活安心パックとゴルフ特約の契約タイプを組み合わせてご契約するプランです。

(注1) ゴルファー特約は単独でセットすることはできません。生活安心パックとセットでご契約ください。

(注2) ゴルファーマルチバックは、ゴルフ特約の被保険者と自動車保険の記名被保険者が異なる場合は選択できません。ゴルフ特約の被保険者と自動車保険の記名被保険者が異なる契約を行う場合は、「生活安心パック(夫婦型または家族型)」と「ゴルフ特約」を任意の組み合わせ(くるマルチフリープラン)によりご契約ください。



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要
(その他)

STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

もし事故が起これば

STEP5

ご注意いただきたいこと



自動
セット

ゆいゆいサポートDX（「事故・故障時ロードアシスト特約」＋「付帯サービス」）

ゆいゆいサポートDXはご契約のお車について、事故・故障等により自力走行不能となった場合のレッカーけん引、故障やトラブルにより自力走行不能となった場合の応急処置を行います。また、ご契約のお車が事故・故障等により自力走行不能となった場合の臨時の交通費や臨時の宿泊費（1泊分）をお支払いします。「事故・故障時ロードアシスト特約」とこれに自動付帯される「付帯サービス」を含めた総称を「ゆいゆいサポートDX（デラックス）」といいます。

お客様の愛車を24時間・365日サポートします！

ご注意

- ゆいゆいサポートDXをご利用されても、次年度以降に適用されるノンフリート等級および事故有係数適用期間に影響しません。
- 臨時に借りたお車や原動機付自転車に関する特約で補償する原動機付自転車等、ご契約のお車以外のお車での事故、故障またはトラブルはゆいゆいサポートDXの対象外です。

ゆいゆいサポートDXご利用時の注意事項

- ゆいゆいサポートDXのご提供は、事前にゆいゆいサポートセンター（連絡先：0120-024-090）へ利用申込みのご連絡をいただき、ゆいゆいサポートセンターがレッカー・修理業者などの手配をすることが条件となります。
- ゆいゆいサポートDXは、弊社の提携会社およびそのパートナー事業者またはJAFを通じてご提供します。
- ゆいゆいサポートDXの利用対象者は、ご契約のお車に搭乗中の方、契約者および記名被保険者となります。
- ゆいゆいサポートDXは、日本国内でのみご利用いただけますが、一部の離島等の地域では、ゆいゆいサポートDXの提供ができない場合があります。
- 各サービスに規定する上限を超える費用や各サービスの提供範囲外の費用はご利用される方のご負担となります。
- ゆいゆいサポートDXを提供する際、ご利用される方の証券番号を確認し、ゆいゆいサポートDXの提供に必要な契約内容情報やご利用される方のご連絡先等を弊社の提携会社、パートナー事業者またはJAFへ提供します。
- 交通事情、気象状況などにより、サービス実施者の到着にお時間がかかる場合、またはゆいゆいサポートDXの提供ができない場合があります。
- ゆいゆいサポートDXの詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に掲載しています利用規約をご覧ください。

特徴
1

レッカーけん引・落輪引き上げサービスのご提供

●レッカーかけつけサポート

ご契約のお車が事故・故障、落輪等により自力走行不能となった場合に、現場に急行し最寄りの修理工場等までのレッカーけん引や落輪引き上げ作業等をご提供します。運搬^(注)・搬送・引取に必要な費用等は「事故・故障時ロードアシスト特約」より1回のご利用につき15万円を限度にお支払いします。

(注) 弊社が指定するレッカー業者（弊社があらかじめ承認するレッカー業者を含みます。）による運搬に限ります。



※キーの紛失、燃料切れ（電欠を除きます。）、法令により禁止されている改造に起因する故障等は補償の対象外です。
※ご利用回数に制限はありません。

特徴
2

現場での30分以内の応急処置・軽作業のご提供

●応急処置かけつけサポート

ご契約のお車が故障やバッテリー上がり、パンク等の車両自体に生じたトラブルにより自力走行不能となった場合に、事故・故障現場において30分程度で対応可能な右記の応急処置・軽作業を現場に出向き行います。応急処置に必要な費用等は「事故・故障時ロードアシスト特約」より1回のご利用につき5万円を限度にお支払いします。

※現場にて30分程度で修理ができない故障、スペアタイヤ以外のタイヤ交換、セキュリティ装置付車両の開錠、部品代等は、お客さまのご負担となります。
※ご利用回数に制限はありません。

バッテリー上がり		バッテリー上がり時のジャンピング（ケーブルをつないでエンジンをスタートさせることをいいます。）
カギの閉じ込み		カギの閉じ込み時に、ドアの開錠を行います。ただし、開錠可能な一般シリンダーキーに限ります。
パンク		ご契約のお車にスペアタイヤを搭載している場合に限り、タイヤがパンクした際のスペアタイヤ交換を行います。

特徴
3

ガス欠時におけるガソリンまたは軽油（最大10ℓ）のご提供

●ガス欠時ガソリンお届けサポート

外出先でガス欠になった場合、ガソリン（レギュラー、ハイオクに限ります。）または軽油をお届けします。

※保険期間（長期契約の場合は保険年度）中1回までのサービスとして、ガソリン10リットルを無料でお届けします。
※2回目以降のご利用についてはガソリン代が有料となります。
※ガソリン等を燃料としない電気自動車等の場合は、充電または燃料補給が可能な場所までのけん引を行います。



サポートの手順



JAF
会員限定

JAF会員のお客さまには「JAFロードサービス+大同火災のゆいゆいサポートDX」で更に充実したロードサービスのご提供

JAF会員の方がJAFをご利用された場合、30分を超える応急処置、軽作業にかかる超過費用（部品代、消耗品代を除きます。）を弊社が負担します。また、ガス欠時ガソリンお届けサポートが1保険年度につき2回ご利用いただけます。

付随費用
の補償

お車の自力走行不能に伴う下記費用を、事故・故障時ロードアシスト特約でお支払いします。

●臨時帰宅・移動費用保険金（1事故につき被保険者1名あたり3万円限度）

事故・故障等によりご契約のお車が自力走行不能となった場合に、ご自宅等へ移動するための交通費をお支払いします。

●臨時宿泊費用保険金（1事故につき被保険者1名あたり1万5千円限度）

事故・故障等によりご契約のお車が自力走行不能となった場合に、損害が発生した地から最寄りのホテル等に臨時に宿泊せざるを得なかった場合に負担した1泊分の客室料をお支払いいたします。

※臨時帰宅・移動費用保険金および臨時宿泊費用保険金においては、タクシーやホテル等の利用前に弊社へ事前連絡が必要となります。

被保険者（補償を受けられる方） ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方



ご契約の条件設定

保険料の仕組みについて

保険料は、運転者の範囲および年齢条件の設定方法、自動車の使用目的、ノンフリート等級別料率制度、型式別料率クラス制度、保険料の払込方法、保険料割引制度（ゴールド免許割引、新車割引、運転者限定割引等）等により決定されます。

① 運転者の範囲および年齢条件の設定方法

運転される方の範囲や年齢条件、記名被保険者の年齢等によって保険料が異なります。下記のステップに従い、どの条件に該当するかご確認ください。なお、「DAY-GO! くるまの保険」では、常時ご契約のお車を運転していない友人・知人・帰省中のお子さまなどの同居の親族以外の方が運転されている間の事故につきましては、年齢条件は適用されません（年齢にかかわらず、補償の対象とします。）。ただし、「運転者本人限定特約」または「運転者本人・配偶者限定特約」を設定された場合には、保険料が割引されますが、年齢条件にかかわらず「限定された方」以外の方がご契約のお車を運転中の事故は原則として補償されません。

STEP-1

ご契約のお車を運転される方をすべて☑してください。

※運転される方の範囲に応じて「運転者本人限定特約」または「運転者本人・配偶者限定特約」を設定することが可能です。

運転される方の範囲	A	B	C	D	E	F
	Check: ☐	Check: ☐	Check: ☐	Check: ☐	Check: ☐	Check: ☐
	記名被保険者	Aの配偶者	AまたはBの同居の親族	AまたはBの別居の未婚の子	友人・知人など	A、BおよびCが営む事業*に従事する従業員 ※家事を除く
なし	☐	☐	☐	☐	☐	☐
本人・配偶者に限定(約6%割引)	☐	☐	☒	☒	☒	☒
本人に限定(約9%割引)	☐	☒	☒	☒	☒	☒

○…補償対象になります。×…補償対象になりません。

STEP-2

運転される方の年齢に合わせて「年齢条件」をお決めいただけます。

「年齢条件」はSTEP1の「A.記名被保険者」、「B.Aの配偶者」、「C.AまたはBの同居の親族」、「F.A、BおよびCが営む事業に従事する従業員」の運転される方の中で、最も若い方の年齢に合わせて下表からご選択ください。

運転者の年齢条件	20歳以下	21歳～25歳	26歳～34歳	35歳以上
全年齢補償	☐	☐	☐	☐
21歳以上補償	☒	☐	☐	☐
26歳以上補償	☒	☒	☐	☐
35歳以上補償	☒	☒	☒	☐

運転者の年齢条件が適用される方

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④上記①～③の方が営む事業に従事する従業員の方

※「別居の未婚の子」や「友人・知人」等常時ご契約のお車を運転しない方は年齢にかかわらず、補償の対象となります。

○…補償対象になります。×…補償対象になりません。

STEP 2 で年齢条件が「26歳以上補償」または「35歳以上補償」をご選択した方は、ご契約のお車を主に使用する方（記名被保険者）の年齢（注1）（注2）に応じた記名被保険者年齢別料率区分の保険料が適用されます。

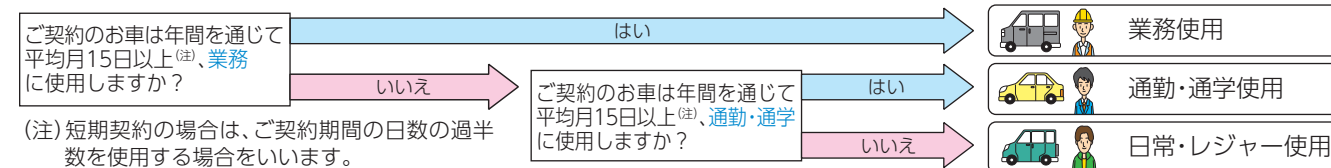
年齢条件	記名被保険者年齢別料率区分
「26歳以上補償」または「35歳以上補償」	29歳以下
	30歳～39歳
	40歳～49歳
	50歳～59歳
	60歳～69歳
	70歳以上

（注1）記名被保険者の年齢条件区分については、保険料算出の区分であり、補償される運転者の範囲を制限するものではありません。

（注2）記名被保険者の生年月日および年齢は必ず告知していただく必要があります。なお、1年契約および短期契約の場合については、保険始期日時点での記名被保険者の年齢で判定します。また、保険期間の途中で記名被保険者を変更する場合についても、始期日（長期契約の場合は始期応当日）における記名被保険者の年齢で判断します。

② 自動車の使用目的

ご契約のお車の使用目的を設定していただきます。



③ ノンフリート等級別料率制度

所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下（ノンフリート契約者）の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間により保険料が割引・割増されるノンフリート等級別料率制度を採用しています。

（ご注意）ノンフリート等級別料率制度や割増引率は将来変更となる場合があります。

① 新たにご契約される場合

6等級（S）からのスタートとなります。事故有係数適用期間は0年です。

自家用8車種の自動車を11等級以上でご契約されている方が2台目以降のお車について新たにご契約される場合^(注1)で、複数所有新規契約の特則の適用条件をすべて満たすときは、7等級（S）からのスタートとなります。また、事故有係数適用期間は0年です。

※複数所有新規契約の特則の適用条件については、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご覧ください。

1台目のご契約	6等級(S)	割増3%	2台目以降のご契約	7等級(S)	割引38%
---------	--------	------	-----------	--------	-------

② 継続してご契約される場合（他社からの切替契約を含みます。）

ご契約の保険期間が1年の場合^(注2)、保険期間中に無事故であれば、更新契約の等級が1等級上がります。

また、保険金の支払対象事故が発生した場合、更新契約の等級が1等級ダウン事故1件について「1つ」、3等級ダウン事故1件について「3つ」下がります。ただし、「ノーカウント事故」は事故件数に数えず、等級は下がりにません。

【ノンフリート等級別割増引率】

等級	割増				割引															
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率 (%)	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
事故有の場合	14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51	52	53	54	55	56	57

事故有係数適用期間とは

ご契約の保険期間が1年^(注2)で3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があった場合、「事故有」の割増引率が事故によりダウンする等級の数と同じ年数（事故有係数適用期間）適用され、その後、「無事故」の割増引率に戻ります。既に「事故有」の割増引率が適用されているご契約で事故があった場合は、更新契約の事故有係数適用期間が長くなります。ただし、上限は「6年」です。

前年の発生事故	事故有係数適用期間
3等級ダウン事故1件	3年
1等級ダウン事故1件	1年

（注1）ご契約の始期日時点で1台目のご契約（他の保険会社または共済とのご契約を含みます。）がある場合をいいます。

（注2）保険期間が1年未満または1年超のご契約の場合、取扱いが異なります。

事故の種類とその内容について

事故の種類		更新後のご契約の等級の取扱い
ノーカウント事故	1回の事故で支払う保険金が次のいずれかに該当する事故のみである場合、またはこれらに該当する組み合わせの場合は、事故件数に数えません。 ●対人賠償責任保険の臨時費用保険金事故 ●被害者救済費用等補償特約事故 ●心神喪失等による事故の被害者損害補償特約事故 ●人身傷害補償保険事故 ●傷害一時金保険事故 ●人身傷害乗用具事故補償特約事故 ●人身傷害の生活支援費用補償特約事故 ●人身傷害の入院時等サポート費用補償特約事故 ●地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約事故	他の事故がない場合、+1等級
1等級ダウン事故	車両保険事故のみ、または車両保険事故とノーカウント事故との組み合わせによる事故で、下記の原因によるものについては、更新契約の等級が事故1件につき1つ下がります。 火災または爆発 ^(注1) ／盗難／騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為／台風、竜巻、洪水、高潮／落書または窓ガラス破損 ^(注1) ／いたづら ^(注2) ／飛来中または落下中の他物との衝突／その他偶然な事故 ^(注1) （注1）飛来中または落下中の物以外の他物との衝突・転覆・墜落によるものを除きます。 （注2）被保険自動車の置行によるものおよび被保険自動車と被保険自動車以外の自動車との衝突・接触によるものを除きます。	事故1件につき、-1等級
3等級ダウン事故	ノーカウント事故および1等級ダウン事故に該当しない事故	事故1件につき、-3等級



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要

STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

もし事故が起これたら

STEP5

ご注意いただきたいこと

ご契約の条件設定 (続き)

4 型式別料率クラス制度

● 型式別料率クラス制度とは

自家用 (普通・小型・軽四輪) 乗用車の保険料について、ご契約のお車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する仕組みです。料率クラスは自家用 (普通・小型) 乗用車で「1～17」の17段階、自家用 (軽四輪) 乗用車で「1～7」の7段階に区別され、補償の種類 (車両、対人賠償、対物賠償、人身傷害) ごとに決定されます。

● 型式別料率クラスの見直し

料率クラスは、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1回見直しを行っています。

ご注意

ご契約のお車に事故がなく、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、更新いただく保険料が前年より高くなる場合がございます。

5 保険料の払込方法

保険料の払込方法は下表のとおりです。

払込方法	概要	一括払	分割払
口座振替	ご指定の口座から自動引き落としで保険料を払い込んでいただく方法です。	○	○ ^(注1) (5%割増)
クレジットカード払 (登録方式) ^(注2)	クレジットカード情報の登録を行い、保険料をクレジットカードによりお支払いいただく方法です。	○	○ ^(注1) (5%割増)
スマホ決済払 ^(注3)	お客さまご自身のスマートフォン等によりコードを読み取り、決済サイトからご契約されている決済サービスを選択し、保険料をお支払いいただく方法です。	○	×
コンビニ払 ^(注4)	弊社より郵送する「払込取扱票」を使って、コンビニエンスストアで保険料を払い込んでいただく方法です。	○	×
団体・集団扱 ^(注5)	お勤め先やご所属の団体等を通じて保険料を払い込んでいただく方法です。	○ (5%割引)	○ (分割割増なし)
直接集金	保険料を弊社に直接お支払いいただく方法です。	○	○ ^(注1) (10%割増)

(注1) 所定の条件を満たす場合は割増とならない場合があります。

(注2) 各クレジットカードのご利用限度額等のご利用条件については、お客さまがご契約されている各クレジットカード会社が定める会員規約やサービス利用規約等に準拠します。

(注3) スマホ決済払はご契約時に即時決済できる場合のみ、ご利用が可能となります。なお、保険料の返還が生じた際には弊社からお客さまへ現金またはお客さま口座への送金によって返還いたします。また、決済サービスのポイント等による返還はできません。

(注4) コンビニ払は一括払でかつ総保険料が30万円以内のご契約に限り、ご利用が可能となります。

(注5) ご加入には所定の条件があります。

※ご契約内容によりご希望される払込方法をご選択いただけない場合がございますので、詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

6 保険料割引制度

ディスカウント

ゴールド免許割引



ゴールド免許

保険始期日時点で有効な記名被保険者の運転免許証の色がゴールドである場合、運転者本人限定特約の付帯の有無に応じて下表のとおり保険料を割引します。

[割引の適用条件]

記名被保険者の運転免許証が、保険始期日時点においてゴールドであること。

運転者限定特約	ゴールド免許割引率
本人限定	15%
本人・配偶者限定	12%
限定なし	

※運転免許証の現物でご確認ください。

ディスカウント

新車割引



ご契約のお車が新車の場合、補償項目ごとに下表のとおり割引します。

[対象車種]

自家用 (普通・小型・軽四輪) 乗用車

[割引の適用条件]

ご契約のお車が初度登録年月 (または初度検査年月) から49か月以内のお車であること。

	期間 ^(注1)	等級	割引率			
			対人	対物	人傷 ^(注2)	車両
自家用 普通・小型 乗用車	25か月以内	6等級 (S)	41%	34%	46%	38%
		6等級 (S) 以外	10%	7%	26%	10%
	26か月～ 49か月	6等級 (S)	32%	29%	34%	33%
		6等級 (S) 以外	11%	5%	15%	10%
自家用 軽四輪 乗用車	25か月以内	6等級 (S)	33%	31%	30%	30%
		6等級 (S) 以外	8%	7%	13%	6%
	26か月～ 49か月	6等級 (S)	18%	18%	23%	26%
		6等級 (S) 以外	10%	6%	10%	5%

(注1) 初度登録年月 (または初度検査年月) の翌月から起算して、ご契約期間の初日の属する月までの期間をいいます。

(注2) 傷害一時金の割引率は、人身傷害保険の割引率と同一となります。

ディスカウント

AEB割引

衝突被害軽減ブレーキ (AEB) を装着する自動車について9%割引します。

[対象車種]

自家用 (普通・小型・軽四輪) 乗用車

[割引の適用条件]

AEBを装着している自動車のうち、保険始期が型式の発売後約3年以内である自動車。

ディスカウント

ノンフリート多数割引



2台以上のお車をお持ちなら、まとめてご契約いただくと、便利でお得です。

ご契約者が次のいずれかの方を記名被保険者として、2台以上の自動車を1保険証券でご契約になる場合は、「ノンフリート多数割引」を適用します。ご契約になる台数に応じて保険料を割引します。

- ご契約者
- ご契約者の配偶者 (内縁を含む。以下同じ。)
- ご契約者またはその配偶者の同居の親族
- リース業者が保険契約者となる場合はそのリースカーの借主
- 所有権留保条項付売買契約により購入された方が保険契約者となる場合はその買主

[割引の適用条件]

ご契約者が2台以上のお車を一つの保険証券でまとめてご契約すること。

ディスカウント

早期更新割引

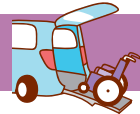
ご契約の満期日から1か月以上前にご契約の更新が行われた場合に保険料を1%割引します。

ご契約の満期日から1か月以上前に更新されたご契約者さまを対象とします (1月1日が満期日の場合12月1日までの更新契約が対象となります。)

[割引の適用条件]
ご契約の満期日の応当日から1か月以前にご契約の更新を行うこと。

ディスカウント

福祉車両割引



ご契約のお車が福祉車両の場合に保険料を3%割引します。

[割引の適用条件]

ご契約のお車が消費税法に基づき、主務大臣が指定する告示「身体障害者物品およびその修理」に規定された消費税が非課税となる自動車であること。

※福祉車両割引とエコ割引を重ねて適用することはできません。エコ割引の適用条件を満たす場合でも、福祉車両割引を適用します。

ディスカウント

運転者限定割引

運転される方の範囲を限定された場合、保険料を右表のとおり割引します。ただし、限定された運転者以外の方がご契約のお車を運転中の事故は補償されません。

運転者限定特約	割引率 ^(注)
本人限定	約9%
本人・配偶者限定	約6%

(注) 割引率は平均的な傾向であり、実際の割引率は個々の契約により異なります。

ディスカウント

エコ割引

一定の条件を満たした「ハイブリッド車」、「電気自動車」または「圧縮天然ガス車」の場合、保険料を3%割引します。

[対象車種]

自家用 (普通・小型・軽四輪) 乗用車

[割引の適用条件]

- ①ご契約のお車が初度登録年月 (または初度検査年月) から13か月以内のお車であること。
- ②車検証上で対象自動車であることを確認できること。
 - ・ハイブリッド車: 車検証の「備考」欄に「***式ハイブリッド自動車」または「ハイブリッド車」と記載があるお車
 - ・電気自動車: 車検証の「燃料の種類」欄に「電気」と記載があるお車
 - ・圧縮天然ガス車: 車検証の「燃料の種類」欄に「CNG」と記載があるお車

※エコ割引と福祉車両割引を重ねて適用することはできません。福祉車両割引の適用条件を満たす場合は、福祉車両割引を適用します。

納得の保険料!

①ご契約の台数に応じて保険料を割引します。

1保険証券のご契約台数	割引率
2台	3%
3台～5台	4%
6台以上	6%

②保険料割増なしで分割払をご利用いただけます。

※複数の保険証券に分けてご契約いただく場合でも、所定の条件を満たした場合、割引可能となります。

事務手続きが簡単!

1枚の保険証券ですべてのお車の契約ができる一括方式です。

すべてのお車を1枚の保険証券で一括してご契約いただく方式のため、契約管理が容易となります。さらに、満期日が同じになりますので、契約手続きも一括して行えます。



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要

STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

もし事故が起これば

STEP5

ご注意いただきたいこと

もし事故が起きたら

事故にあわれた場合は落ち着いて
以下の対応をしてください。



事故発生!!

①ケガ人を救護

【ケガ人を救護】

救急119番

落ち着いて、事故現場の住所、事故状況、ケガ人の状況等をお伝えください。
●どこで?・・・現場の住所は
●どんな事故?・・・車との事故か、人との事故か、単独事故か
●ケガ人の状況は?・・・意識がある・ない、出血等の状況
以上の事柄を伝えたら、指示に従って下さい。

②事故車を安全な場所へ

【警察へ連絡する】

警察110番

落ち着いて、事故現場の住所、事故状況、ケガ人の状況等をお伝えください。
●どこで?・・・現場の住所は
●どんな事故?・・・車との事故か、人との事故か、単独事故か
●ケガ人の状況は?・・・意識がある・ない、出血等の状況
以上の事柄を伝えたら、指示に従って下さい。

③警察へ連絡する

警察署への事故届けを忘れずに!

自動車事故による保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書(人身事故の場合は必ず人身事故扱いの交通事故証明書)を提出していただく必要があります。なお、この交通事故証明書は事故発生時に警察署への届け出がないと発行されませんので、事故が起きた場合には必ず警察署への届け出を行ってください。

※弊社にてお客さまに代わって交通事故証明書の取付を行うことがあります。

※人身事故の場合には、警察署への届け出にあたり、人身事故であることを正しく届け出いただくようお願いします。

④相手を確認する

【その場では示談はしない】

相手方から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず弊社にご相談ください。弊社が承認しないうちに補償を受けられる方ご自身が相手方と示談をされた場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

⑤事故状況と目撃者の確認をする

【大同火災へ連絡する】

事故が発生した場合には、事故状況について、直ちに ご契約の代理店または弊社(下記の番号)までご連絡ください。
※補償を受けられる方に責任がないと思われる「もらい事故」の場合もご連絡ください。

事故受付センター・・・24時間・365日受付

(事故受付センター)

0120-091-161 (通話料無料)

ご連絡いただく事故の状況

●いつ・・・事故発生の年月日、時刻
●どこで・・・事故発生の場所(番地、道路名、目標物等)
●だれが・・・なにを・・・相手方の氏名、連絡先、住所、その住所および氏名等
●どうして・・・事故の原因・形態(スピードの出しすぎ、わき見、飛び出し等)
●どうなった・・・届出警察署名、担当警察官の氏名、ケガの程度、病院名(電話番号)、自車・相手車の損傷箇所、損傷の程度、修理先(ディーラー名、整備工場名、電話番号)、損害賠償請求を受けた場合はその内容

⑦取扱代理店または大同火災へ連絡

【事故車をディーラー・整備工場へ】

修理に着工される前に必ず弊社へご連絡ください。弊社が承認する前に修理に着工された場合、または部品(バンパー等)の損傷が補修可能であるにも関わらず部品交換による修理をされた場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります(樹脂製バンパーは軽度の損傷なら補修して使えます。)

⑧事故車を整備工場へ

ご注意いただきたいこと



契約更新サポート(満期を迎えるとき)

ご契約の更新手続きをサポートします。ご契約時に、「保険契約の更新に関する特約」がセットされているご契約が対象です。満期時に継続手続きを失念してしまい、補償がなくなることを防止することができます。

【更新のご案内】

満期日の2か月前をめどに、更新のご案内(重要事項説明書等)をお送りします。更新のご案内がお手元に到着した後に、ご契約の代理店より具体的なお手続き等についてご連絡します。

【万が一の更新サポート】

万が一満期日までにご契約者とご連絡がとれず、ご契約者から更新しない旨のお申し出がない場合は、「保険契約の更新に関する特約」に基づき、更新前のご契約と同様(注)のご契約内容にてご契約を自動更新(更新サポート)します。

(注) 車両保険の保険金額を見直したうえで自動更新(更新サポート)します。その他の内容も一部変更となる場合があります。

※「保険契約の更新に関する特約」を適用して、ご契約を更新いただいた場合または自動更新(更新サポート)された場合には、更新後契約の内容を示した保険契約継続証を発行します(保険証券は発行しません。)。ただし、この保険契約に「保険証券等の不発行に関する特約」が付帯されている場合を除きます。※過去の事故の発生状況等により、ご契約条件の見直しが必要な場合など、ご契約が自動更新(更新サポート)されない場合には、あらかじめ弊社よりご連絡します。



その他ご注意いただきたいこと

■ご契約について

・保険期間は原則1年間です。また、1年を超える長期契約や1年に満たない短期契約もご契約いただけます。
・保険金額は、補償の種類ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。
・満期返れい金・契約者配当金はありません。
・ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

■共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

このパンフレットは「DAY-GO! くるまの保険(個人用総合自動車保険)」の概要をご紹介します。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。保険料のお支払いの際には、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。ご契約手続きから20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にご照会ください。



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要

STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

もし事故が起きたら

STEP5

ご注意いただきたいこと

補償内容の詳細

「DAY-GO! くるまの保険」の補償内容を「保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金)」「保険金をお支払いしない主な場合」でまとめました。なお、お支払いする保険金に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

次の場合には、補償項目を問わず原則として保険金をお支払いしません。

①補償を受けられる方の故意による損害 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ・損害 ③戦争・外国の武力行使、革命、内乱、核燃料物質によるケガ・損害

1 事故により相手の方を死傷させた場合の賠償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金)	保険金をお支払いしない主な場合
対人賠償責任保険	ご契約のお車を運転中等の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償責任保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金を併せてお支払いします。 ●損害防止費用、権利保全行使費用、緊急措置費用、示談交渉費用、争訟費用 上記保険金とは別に次の保険金をお支払いします。 ●対人臨時費用保険金 被害者が死亡された場合は被害者1名につき10万円をお支払いします。	●ご契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人、被保険者の故意によって生じた損害 ●台風、洪水または高潮によって生じた損害 ●次のいずれかの方が死傷された場合の損害 ①記名被保険者 ②ご契約のお車を運転中の方、その父母・配偶者または子 ③被保険者の父母・配偶者または子 ④被保険者の業務(家事は除きます。以下同様とします。)に従事中の使用人 ⑤被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、被保険者をご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。 等

2 事故により他人の物を壊した場合の賠償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金)	保険金をお支払いしない主な場合
対物賠償責任保険	ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与えること、またはご契約のお車の運転中等に誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等 ^(注) を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、保険金額を限度に対物賠償責任保険金をお支払いします。なお、免責金額を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金を併せてお支払いします。 ●損害防止費用、権利保全行使費用、緊急措置費用、落下物取り片付け費用、原因者負担金、示談交渉費用、争訟費用 (注)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 ※次の①～③に該当する対物事故でかつ、保険金額が3億円を超える場合は、お支払いする保険金は3億円を限度とします。 ①ご契約のお車に積載されている危険物の火災、爆発または漏えい起因する対物事故 ②ご契約のお車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車の積載されている危険物の火災、爆発または漏えい起因する対物事故 ③航空機の損壊	〈対物賠償責任保険、対物全損時修理差額費用補償特約共通〉 ●ご契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人、被保険者の故意によって生じた損害 ●台風、洪水、または高潮によって生じた損害 ●次のいずれかの方が所有・使用または管理する財物の損壊 ①記名被保険者 ②ご契約のお車を運転中の方、その父母・配偶者または子 ③被保険者、その父母・配偶者または子 等
対物全損時修理差額費用補償特約	対物賠償責任保険金をお支払いする事故による相手自動車の修理費が時価額を上回り、その差額を実際に負担した場合に、「差額×過失割合」を対物全損時修理差額費用保険金としてお支払いします(50万円限度)。ただし、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理された場合に限ります。	

3 事故によりご自身・ご家族・搭乗中の方等が死傷された場合の補償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金)	保険金をお支払いしない主な場合
人身傷害補償保険	ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に、治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等について、被保険者1名につきそれぞれ保険金額を限度に人身傷害補償保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用も併せてお支払いします。 ●損害防止費用、権利保全行使費用 ※保険金額が「無制限」以外の場合でも、無保険車との事故に該当するときは「無制限」として補償します。 ※保険金額が「無制限」以外の場合、後遺障害第1級・第2級等の重度後遺障害が生じて介護が必要となったときは、保険金額の2倍を限度に補償します。	〈人身傷害補償保険、人身傷害乗用具事故補償特約共通〉 ●被保険者の故意または重大な過失によって、その本人について生じた損害・傷害 ●極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方に生じた損害・傷害 ●被保険者が、酒気帯び運転や無免許運転の場合、その他麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に、その本人について生じた損害・傷害 ●被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害・傷害 ●保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害の場合、その方の受け取るべき額 ●被保険者の脳疾患、疾病または心喪失によって生じた傷害 等
人身傷害乗用具事故補償特約	ご契約のお車以外のお車に搭乗中の事故や、お車以外の乗用具に搭乗中または歩行中や自転車運転中の乗用具との接触事故等により、補償を受けられる方がケガ・死亡された場合や、補償を受けられる方に後遺障害が生じた場合に、人身傷害補償保険(適用される他の特約を含みます。)でお支払いの対象となる保険金をご契約のお車のご契約内容に応じてお支払いします。なお、傷害一時金保険および人身傷害補償保険金のうちケガによる休業損害と精神的損害については、自動車もしくは原動機付自転車の運行に起因する事故等に関り、保険金をお支払いします。	

補償項目	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金)	保険金をお支払いしない主な場合																	
傷害一時金 保険	人身傷害補償保険の支払いの対象となる場合で、治療日数の合計が5日以上となったときに、保険金(10万円または20万円いずれか定額)をお支払いします(5日目の入院または通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。)																		
人身傷害の 入院時等 サポート 費用補償特約	入院時に発生する「差額ベッド費用」等の治療費とは別で発生する諸費用を補償します。	〈人身傷害補償保険、人身 傷害乗用具事故補償特約共 通〉で保険金をお支払いし ない主な場合に準じます。																	
	<table><tr><th>費用</th><th>限度額</th></tr><tr><td>家族駆けつけ費用(家族1名につき免責金額1万円)</td><td>20万円/1事故1名分※2名限度</td></tr><tr><td>転院移送費用</td><td>100万円/1事故1回</td></tr><tr><td>差額ベッド費用</td><td>25,000円/1日</td></tr><tr><td rowspan="4">ヘルパー雇入費用・ 施設預け入れ費用</td><td>ホームヘルパー雇入費用</td><td>25,000円/1日</td></tr><tr><td>介護ヘルパー雇入費用</td><td>25,000円/1日</td></tr><tr><td>ベビーシッター雇入・保育施設預け入れ費用</td><td>25,000円/1日</td></tr><tr><td>ペットシッター雇入・ペット専用施設預け入れ費用</td><td>25,000円/1日</td></tr></table>		費用	限度額	家族駆けつけ費用(家族1名につき免責金額1万円)	20万円/1事故1名分※2名限度	転院移送費用	100万円/1事故1回	差額ベッド費用	25,000円/1日	ヘルパー雇入費用・ 施設預け入れ費用	ホームヘルパー雇入費用	25,000円/1日	介護ヘルパー雇入費用	25,000円/1日	ベビーシッター雇入・保育施設預け入れ費用	25,000円/1日	ペットシッター雇入・ペット専用施設預け入れ費用	25,000円/1日
	費用		限度額																
	家族駆けつけ費用(家族1名につき免責金額1万円)		20万円/1事故1名分※2名限度																
	転院移送費用		100万円/1事故1回																
	差額ベッド費用		25,000円/1日																
	ヘルパー雇入費用・ 施設預け入れ費用		ホームヘルパー雇入費用	25,000円/1日															
			介護ヘルパー雇入費用	25,000円/1日															
ベビーシッター雇入・保育施設預け入れ費用		25,000円/1日																	
ペットシッター雇入・ペット専用施設預け入れ費用		25,000円/1日																	
※上記の合計で200万円を限度とします。																			
人身傷害の 生活支援費用 補償特約	扶養者が人身傷害補償保険の保険金支払対象となる事故で死亡または介護を要する後遺障害(第1級、第2級)を負った場合、または後遺障害(第1級、第2級、第3級(神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの、腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの))を負った場合に、被保険者1名につき300万円をお支払いします。																		

4 事故によりお車が壊れた場合の補償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合（お支払いする保険金）	保険金をお支払いしない主な場合												
車両保険	衝突、接触等の偶然な事故によってご契約のお車に損害が生じた場合に、損害額（修理費等）から免責金額（自己負担額）を差し引いた額^{（注）}について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用を併せてお支払いします。 ●損害防止費用、権利保全行使費用、車両運搬費用、盗難引取費用、共同海損分担費用。これらのうち車両運搬費用、盗難引取費用については10万円または保険金額の10%のいずれか高い方の金額を限度とします。 （注）全損の場合は免責金額（自己負担額）を差し引かずにお支払いします。 また、ご契約のお車が偶然な事故により全損となった場合や、盗難に遭い、ご契約のお車が発見されなかった場合には、車両保険の保険金が支払われるときに、臨時費用として保険金額の10%（20万円限度）をお支払いします。	〈車両保険、車両新価保険特約、車両全損時復旧費用補償特約、修理支払限度額設定特約共通〉 ●ご契約者、ご契約のお車の所有者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ●ご契約者、ご契約のお車の所有者または保険金を受け取るべき方が酒気帯び運転や無免許運転の場合、その他麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害 ●詐欺または横領によって生じた損害 ●ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さび、その他自然の消耗による損害 ●故障損害 ●タイヤのみの損害 等												
車両新価保険特約	新車で購入したお車が事故（盗難を除きます。）により、新車価額の50%以上の損傷を被った場合等で、お車の買い替え^{（注）}または修理をする場合、協定新価保険金額を限度に保険金をお支払いします（新価払）。 （注）お車を買替える場合には、実際にかかる新車等の再取得費用（車両本体価格＋付属品＋消費税）について、保険金をお支払いします。また、所定の要件を満たす場合には、再取得時諸費用保険金をお支払いします。 ※再取得時諸費用保険金は協定新価保険金額の10%となります（20万円限度）。 ※新価払によって保険金のお支払いを受ける場合には、ご契約のお車に損害が生じた日の翌日から起算して180日以内に復旧しなければなりません。													
車両全損時復旧費用補償特約	ご契約のお車が事故（盗難を除きます。）により、全損となる場合で、お車の買い替え^{（注）}または修理をするとき、復旧費用限度額を限度に保険金をお支払いします。 <table><tr><td rowspan="2">復旧費用 限度額</td><td>車両保険金額が100万円以下の場合</td><td>車両保険金額の倍額</td></tr><tr><td>車両保険金額が100万円を超える場合</td><td>車両保険金額＋100万円</td></tr></table> （注）お車を買替える場合には、実際にかかるお車の再取得費用（車両本体価格＋付属品＋消費税）について、保険金をお支払いします。また、所定の要件を満たす場合には、再取得時諸費用保険金をお支払いします。 ※再取得時諸費用保険金は復旧費用限度額の10%となります（20万円限度）。 ※保険金のお支払いを受ける場合には、ご契約のお車に損害が生じた日の翌日から起算して180日以内に復旧しなければなりません。	復旧費用 限度額	車両保険金額が100万円以下の場合	車両保険金額の倍額	車両保険金額が100万円を超える場合	車両保険金額＋100万円								
復旧費用 限度額	車両保険金額が100万円以下の場合		車両保険金額の倍額											
	車両保険金額が100万円を超える場合	車両保険金額＋100万円												
修理支払限度額設定特約	ご契約のお車が偶然の事故によって損害を被った場合に、1回の事故につき次のとおり保険金をお支払いします。 <table><tr><th>お車の状態</th><th>お支払いする保険金</th></tr><tr><td>修理することができない場合</td><td>協定保険価額＋保険金額の10%（20万円限度）</td></tr><tr><td>上記以外の場合</td><td><table><tr><td>損害額（修理費等）</td><td>－</td><td>保険証券記載の免責金額（自己負担額）</td></tr><tr><td colspan="3">※あらかじめ定めた「修理支払限度額」を限度とします。</td></tr></table></td></tr></table> ※ご契約のお車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内にご契約のお車の損傷を修理しなかったときは、弊社は、この特約を適用しません。	お車の状態	お支払いする保険金	修理することができない場合	協定保険価額＋保険金額の10%（20万円限度）	上記以外の場合	<table><tr><td>損害額（修理費等）</td><td>－</td><td>保険証券記載の免責金額（自己負担額）</td></tr><tr><td colspan="3">※あらかじめ定めた「修理支払限度額」を限度とします。</td></tr></table>	損害額（修理費等）	－	保険証券記載の免責金額（自己負担額）	※あらかじめ定めた「修理支払限度額」を限度とします。			
お車の状態	お支払いする保険金													
修理することができない場合	協定保険価額＋保険金額の10%（20万円限度）													
上記以外の場合	<table><tr><td>損害額（修理費等）</td><td>－</td><td>保険証券記載の免責金額（自己負担額）</td></tr><tr><td colspan="3">※あらかじめ定めた「修理支払限度額」を限度とします。</td></tr></table>	損害額（修理費等）	－	保険証券記載の免責金額（自己負担額）	※あらかじめ定めた「修理支払限度額」を限度とします。									
損害額（修理費等）	－	保険証券記載の免責金額（自己負担額）												
※あらかじめ定めた「修理支払限度額」を限度とします。														



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要

STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

もし事故が起きたら

STEP5

補償内容の詳細・ご注意いただきたいこと

補償内容の詳細 (続き)

4 事故によりお車が壊れた場合の補償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合（お支払いする保険金）	保険金をお支払いしない主な場合								
リサイクル 部品使用特約	ご契約のお車の修理にあたって、部分品の交換が必要となった場合に、リサイクル部品の使用を前提とした修理費に基づいて車両保険金をお支払いします。	〈車両保険、車両新価保険特約、車両全損時復旧費用補償特約、修理支払限度額設定特約共通〉で保険金をお支払いしない主な場合に準じます。〉								
地震・噴火・ 津波危険車両 全損時一時金 特約	地震・噴火・津波によってご契約のお車が全損（所定の損害が生じた場合や流失または埋没し発見されなかった場合、運転者席の座面を超える浸水を被った場合等）となった場合に、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金として50万円をお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を限度とします。	●ご契約者、ご契約のお車の所有者 または保険金を受け取るべき方の 故意または重大な過失によって 生じた損害 等								
身の回り品 補償特約	ご契約のお車の車室内・トランク内に収容またはキャリアに固定された個人が所有する日常生活用品等に損害が生じた場合に、1回の事故につき次の保険金をお支払いします（保険金額限度）。 <table><tr><td>全損の場合</td><td colspan="3">保険価額</td></tr><tr><td>分損の場合</td><td>損害額</td><td>−</td><td>5 千円 (免責金額) − 回収金がある場合において、 回収金の額が免責金額を 超過するときは、その超過額</td></tr></table> また、実際に負担した次の費用を併せてお支払いします。 ●損害防止軽減費用、権利保全行使費用、盗難取引費用、共同海損分担費用	全損の場合	保険価額			分損の場合	損害額	−	5 千円 (免責金額) − 回収金がある場合において、 回収金の額が免責金額を 超過するときは、その超過額	●身の回り品に存在する欠陥、摩滅、 腐しよく、さび、その他自然の消耗 による損害がある場合 ●お車にあらかじめ装備されている カー用品等に関する損害がある 場合 等
全損の場合	保険価額									
分損の場合	損害額	−	5 千円 (免責金額) − 回収金がある場合において、 回収金の額が免責金額を 超過するときは、その超過額							

5 その他の補償等

補償項目	保険金をお支払いする主な場合（お支払いする保険金）	保険金をお支払いしない主な場合
事故・故障時ロードアシスト特約	ご契約のお車が事故・故障またはトラブルにより自力走行不能となり、生じた運搬・搬送・引取費用（レッカーけん引費用）、応急処置費用、臨時帰宅・移動費用、臨時宿泊費用を補償します。 ^{（注1）（注2）（注3）} ○運搬 ^{（注4）} ・搬送・引取費用（1回のご利用につき15万円を限度とします。） ○応急処置費用（1回のご利用につき5万円を限度とします。） ○臨時帰宅・移動費用（1回のご利用につき被保険者1名あたり3万円限度とします。） ○臨時宿泊費用（1回のご利用につき被保険者1人あたり1万5千円を限度とします。） ^{（注1）} 各費用の補償については、弊社への事前連絡が条件となります。 ^{（注2）} 各費用の補償については、弊社や弊社の提携業者等が必要かつ妥当と認める費用に限ります。 ^{（注3）} 各費用の補償の詳細については「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。 ^{（注4）} 弊社が指定するレッカー業者（弊社があらかじめ承認するレッカー業者を含みます。）による運搬に限ります。	●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 ●キーの紛失、ご契約のお車の燃料切れ、法令により禁止されている改造等によって生じた損害
他車運転補償特約	記名被保険者やそのご家族または記名被保険者の業務に従事中の使用人が運転中の他のお車（自家用8車種に限ります。）をご契約のお車とみなして、ご契約の条件に従い、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害補償保険、傷害一時金保険、車両保険の保険金をお支払いします。 ^{（注）} ^{（注）} 車両保険が補償の対象となる場合は、借用中の自動車の時価額を限度に保険金をお支払いします。	●被保険者の使用者の業務のために、使用者が所有するお車を運転中の事故 ●自動車取扱業者が業務として受託した他のお車を運転している場合
被害者救済費用等補償特約	ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等によりご契約のお車に事故が生じた場合において、リコールや警察の捜査等の客観的な事実によりご契約のお車の欠陥や不正アクセスが確認できた場合には、被保険者に法律上の損害賠償責任がないときでも、本特約にて被害者の救済にかかる費用を、対人賠償責任保険および対物賠償責任保険の保険金額を限度に補償します。また、弊社の同意を得て支出した、被保険者が委任した弁護士に対する調査・折衝の費用についてお支払いします。	●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 等
心神喪失等による事故の被害者損害補償特約	本特約の対象となる人身事故または物損事故において、心神喪失等によりご契約のお車の運転者等に法律上の損害賠償責任がなかったと弊社が認める場合に、補償を受けられる方（被害者）に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。	●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 等
原動機付自転車に関する特約	記名被保険者やそのご家族が、原動機付自転車を所有、使用または管理中に自動車事故を起こした場合に、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害補償保険、傷害一時金保険等から支払われる保険金をお支払いします。	●対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害補償保険、傷害一時金保険等の保険金をお支払いしない主な場合に準じます。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合（お支払いする保険金）	保険金をお支払いしない主な場合													
事故・故障時代車費用補償特約	ご契約のお車が、事故・故障時ロードアシスト特約のお支払いの対象となる事故・故障またはトラブルにより自力走行不能となり、かつレッカーけん引された場合^{（注1）}、または事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、修理等でご契約のお車が使用できない期間等所定の支払対象期間のレンタカー費用^{（注2）}を補償します。 支払対象期間 <table><tr><th colspan="2">ご契約のお車の状態</th><th>事故日または警察届出日から次のいずれか早い日までの期間の代車費用をお支払いします。</th></tr><tr><td rowspan="2">事故によりご契約のお車が損害を被った場合</td><td>修理しなかったとき。</td><td>修理できないとき。 ●事故日を起算日として30日後の日 ●車両保険金を支払った日 ●代替自動車を新たに取得した日</td></tr><tr><td>修理したとき。</td><td>修理しないとき。 ●事故日を起算日として30日後の日 ●代替自動車を新たに取得した日 ●代車を借り入れた日に修理に着手して手元に戻ったであろう日^{（注3）}</td></tr><tr><td rowspan="2">ご契約のお車が盗難された場合</td><td>発見され全損だったとき。</td><td>●事故日^{（注4）}から30日後の日 ●ご契約のお車が手元に戻った日^{（注5）}</td></tr><tr><td>発見され修理したとき。</td><td>●警察届出日から30日後の日 ●車両保険金を支払った日 ●警察届出日から30日後の日 ●ご契約のお車が手元に戻った日^{（注5）}</td></tr></table> ^{（注1）}法令上の自力走行不能時にやむを得ない事情により、自力でご契約のお車を修理工場等に入庫し、弊社がこれを確認した場合を含みます。 ^{（注2）}弊社が指定したレンタカー会社（お客さまが指定し、弊社があらかじめ承認するレンタカー会社を含みます。）から手配した代車に限り、また、1日につき保険証券記載の支払限度額を限度とします。 ^{（注3）}代替自動車を最初に借り入れた日に修理に着手してご契約のお車の損傷に対して修理を行った場合に、ご契約のお車が保険契約者または被保険者の手元に戻ったであろう日までとします。 ^{（注4）}事故日の翌日以降に修理工場に入庫した場合で、その旨を弊社に通知し、弊社が承認したときは、修理工場に入庫した日を事故日とみなします。 ^{（注5）}保険の対象となる方または車検証の使用者欄に記載された者の責めに帰すべき事由により納車が遅れたときは、その遅滞がなければ手元に戻ったであろう日をいいます。	ご契約のお車の状態		事故日または警察届出日から次のいずれか早い日までの期間の代車費用をお支払いします。	事故によりご契約のお車が損害を被った場合	修理しなかったとき。	修理できないとき。 ●事故日を起算日として30日後の日 ●車両保険金を支払った日 ●代替自動車を新たに取得した日	修理したとき。	修理しないとき。 ●事故日を起算日として30日後の日 ●代替自動車を新たに取得した日 ●代車を借り入れた日に修理に着手して手元に戻ったであろう日 ^{（注3）}	ご契約のお車が盗難された場合	発見され全損だったとき。	●事故日 ^{（注4）} から30日後の日 ●ご契約のお車が手元に戻った日 ^{（注5）}	発見され修理したとき。	●警察届出日から30日後の日 ●車両保険金を支払った日 ●警察届出日から30日後の日 ●ご契約のお車が手元に戻った日 ^{（注5）}	●事故・故障時ロードアシスト特約により保険金が支払われない場合 ※左記（注1）の場合を除きます。 ●お車が自力で走行できる場合で、被保険者が損傷を修理しなかった場合
ご契約のお車の状態		事故日または警察届出日から次のいずれか早い日までの期間の代車費用をお支払いします。													
事故によりご契約のお車が損害を被った場合	修理しなかったとき。	修理できないとき。 ●事故日を起算日として30日後の日 ●車両保険金を支払った日 ●代替自動車を新たに取得した日													
	修理したとき。	修理しないとき。 ●事故日を起算日として30日後の日 ●代替自動車を新たに取得した日 ●代車を借り入れた日に修理に着手して手元に戻ったであろう日 ^{（注3）}													
ご契約のお車が盗難された場合	発見され全損だったとき。	●事故日 ^{（注4）} から30日後の日 ●ご契約のお車が手元に戻った日 ^{（注5）}													
	発見され修理したとき。	●警察届出日から30日後の日 ●車両保険金を支払った日 ●警察届出日から30日後の日 ●ご契約のお車が手元に戻った日 ^{（注5）}													
弁護士費用等補償特約（日常生活・自動車事故型） ・ 弁護士費用等補償特約（自動車事故型）	弁護士費用等補償特約（日常生活・自動車事故型）は日常生活または自動車事故における被害事故で、弁護士費用等補償特約（自動車事故型）は自動車事故における被害事故に限定して、損害賠償請求のために必要な弁護士費用や弁護士などへの法律相談費用などを負担した場合、弊社が別途定める弁護士費用等支払限度額の範囲内で保険金をお支払いします。なお、法律相談および弁護士などへの費用の支払いに際して、事前に弊社の承認を得ることが必要となります。 ○弁護士費用等（1回の被害事故につき、被保険者1名あたり300万円を限度 ^{（注）} とします。） ○法律相談費用（1回の被害事故につき、被保険者1名あたり10万円を限度とします。） ^{（注）} 弁護士等への報酬を負担した場合は、弊社が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。詳細は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に掲載している<別紙> 弁護士費用等支払限度額をご参照ください。	●被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 ●保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害の場合、その方の受け取るべき額 ●台風、洪水または高潮によって生じた損害 ●社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかる法律相談の場合 等													
日常生活賠償責任特約	国内での日常生活の事故により、他人を死傷させたり、他人の財物を損壊させたこと、または電車等を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、日常生活賠償保険金をお支払いします。保険金額は「5億円」です。 また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金を併せてお支払いします。 ●損害防止費用、権利保全行使費用、緊急措置費用、協力費用、争訟費用	●保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害 等													
携行品損害特約	事故によって、保険の対象 ^{（注）} について生じた損害に対して、この特約により、次のとおり保険金をお支払いします。ただし、保険金額を限度とし、保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとの保険金額を限度とします。 保険金の額＝損害額－免責金額（自己負担額3千円） ^{（注）} この特約の補償の対象となる物で、記名被保険者の居住の用に供される住宅外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超えるときは、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、それらのものの損害額を5万円とみなします。 次に掲げるものは、保険の対象には含まれません。 ①船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます）、航空機、自動車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ②自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ③携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ④義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、その他これらに類する物 ⑤動物、植物等の生物 ⑥手形その他の有価証券（小切手を含みません）、印紙、切手 ⑦預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、商品券その他これらに準ずる物 ⑧稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物 ⑨その他保険証券記載の物	●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 等													
ゴルファー特約	被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害に対して、保険金をお支払いします。また、ゴルフ場 ^{（注）} においてゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習としての費用を負担することによって被る損害についても、保険金額を限度として保険金をお支払いします。 ^{（注）} 日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目のいかんを問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。	●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 ●ホールインワンまたはアルバトロスの確認要件を満たさない場合に、慣習としての費用を負担することによって被る損害 等													



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要

STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

もし事故が起これたら

STEP5

補償内容の詳細・ご注意いただきたいこと

あんしん・あんぜんをご提供する3つのDAY-GO!保険シリーズ

大同火災の「DAY-GO!」は、「安心」「充実」「納得」「家族」をコンセプトに、暮らし(DAY)のさまざまなリスクをカバーする総合保険として、お客さまとご家族をしっかりお守りし、充実の補償をご提供いたします。



▲くるまの保険
どんな自動車事故も
これであんしん!



▲すまいの保険
あらゆるリスクから
すまいをお守りします。



▲けがの保険
万が一のケガから
お客さまをお守りします。

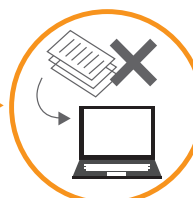
Web約款およびWeb証券のご利用をおすすめしています。



「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」や「保険証券」を「冊子・紙」ではなくインターネット上でご確認ください。Web約款およびWeb証券をおすすめしております。お申込時にWeb約款またはWeb証券を選択していただき「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」または「保険証券」のお届けを省略させていただく場合、弊社から「沖縄県のサンゴ礁の保全・再生事業」を行う団体へ寄付を行い、地球環境の保護にお役立ていただけます。また、「Web約款」および「Web証券」のご利用は紙の資源である森林保全にも貢献しますので、ぜひご利用ください。弊社は、お客さまとともに「地球環境の保全促進活動」に全社を挙げて取り組んでまいります。



申込書にてWeb約款および
Web証券をご選択いただく。



紙やインク、
エネルギーが削減される。



紙資源となる
森林の保全に貢献する。



サンゴ保全活動に
寄付をする。



沖縄のサンゴを育む。

詳しい情報については、弊社ホームページ (<https://www.daidokasai.co.jp/>) に掲載しています。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

お客さま相談センター

受付時間: 午前9:00~午後5:00
(土日・祝日および12/31~1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談 ☎ 0120-671-071

ご不満・ご意見・ご要望 ☎ 0120-331-308

ロードサービスをご利用の際には下記ゆいゆいサポートセンターにご連絡ください。

ゆいゆいサポートセンター専用ダイヤル

24時間・365日受付

フリーダイヤル ☎ 0120-024-090 (通話料 無料)

万が一事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター

24時間・365日受付

フリーダイヤル ☎ 0120-091-161 (通話料 無料)

FAX 098-863-5596

※耳や言葉の不自由なお客さま専用の事故受付表をご用意しております。
詳細につきましては下記URLへアクセスのうえご参照ください。
<https://www.daidokasai.co.jp/support/service/>

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル ☎ 0570-022808 (通話料有料)

受付時間: 午前9:15~午後5:00 (土日・祝日および12/30~1/4を除きます)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



LINE 公式アカウントはじめました!
防災情報をお届け!

この島の損保。

大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号
〈ホームページアドレス〉 <https://www.daidokasai.co.jp/>



UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

●お申し込み・お問い合わせは